

令和6年度第1回宮城県消費生活審議会

日 時：令和6年8月27日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県庁4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

- （1）消費者行政の取組について
- （2）次期計画の策定スケジュールについて
- （3）エシカル消費の普及啓発の在り方について
- （4）現役世代に対する啓発について

5 閉 会

<配付資料>

- ・ 次第、出席者名簿、座席表、消費生活条例抜粋
- ・ 資料1－1 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）実施状況《概要》【令和5年度実績】
- ・ 資料1－2 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）実施状況【令和5年度】
- ・ 資料1－3 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）消費者施策別目標値達成状況
- ・ 資料1－4 宮城県消費者教育推進計画（第2期）実施状況《概要》【令和5年度実績】
- ・ 資料1－5 宮城県消費者教育推進計画（第2期）実施状況【令和5年度】
- ・ 資料1－6 令和5年度消費生活相談の実績と傾向について
- ・ 資料2－1 基本計画（第5期）及び教育計画（第3期）の策定について
- ・ 資料3－1 各委員の所属団体におけるエシカル消費の取組（まとめ）
- ・ 資料3－2 令和5年度エシカル消費普及啓発の取組及び県民意識調査の結果について

宮城県消費者施策推進基本計画の趣旨・位置付け

第3期基本計画で得た成果と課題に、社会情勢の変化などを考慮し、消費生活条例第8条に基づき、消費者施策の推進に関する基本的な方向を定めたもの。「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」を目指し、消費者施策を展開している。

計画の期間

令和3年度～令和7年度の5年間

重点的取組1

ライフステージに応じた消費者教育の推進

- ◆学校教育や家庭教育と連携した消費者教育の実施や出前講座の機会拡充
- ◆ライフステージに応じた消費者教育の推進
- ◆インターネットを利用した研修会や出前講座の実施
- ◆消費生活の安心・安全の情報提供

重点的取組2

高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済

- ◆地域での情報共有と見守りによる、消費者被害の防止と救済
- ◆消費者安全確保地域協議会の設置促進
- ◆警察や弁護士会等との連携
- ◆SNS等を活用した効果的な消費者教育
- ◆相談窓口の周知及びメール等を活用した相談体制の構築

重点的取組3

多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進

- ◆国、市町村、消費者団体、事業者団体、事業者団体、NPO等との連携
- ◆警察本部、弁護士会、司法書士会、適格消費者団体等の専門的知識を有する団体との連携
- ◆消費生活サポーターの育成を通じた消費者教育の担い手育成

重点的取組4

人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

- ◆エシカル消費の普及
- ◆食品ロスの削減等の推進
- ◆消費者志向経営の推進
- ◆SDGsの達成に貢献する消費者、事業者の育成

重点的取組の実施状況

製品事故・消費者事故等の情報提供（1－（2）－①）

- ◆みやぎの消費生活情報、県のホームページへの事故情報の掲載、市町村への情報提供

消費生活に関連する制度等の普及啓発（1－（4）－①）

- ◆消費者関係法令及び条例等に基づく各種制度の消費者への普及啓発

重点的取組1、2共通

各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供（3－（2）－①）

- ◆県のホームページに新たな消費者トラブルや消費者事故等の最新情報を掲載
- ◆みやぎの消費生活情報を作成、配布。地域包括支援センターと訪問介護事業所にメール配信（地域包括支援センター83か所、訪問介護事業所106か所）
- ◆消費者被害の未然防止を図るため、各種啓発用リーフレットを作成・配布（リーフレット3種類：55,500部）
- ◆新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ、SNS等での広報（新聞124回、広報誌等2回、テレビ46回、ラジオCM90回、啓発動画を作成しSNS等で配信）

講演会・出前講座の開催（3－（3）－①）

- ◆消費者被害の未然防止を図るため、幅広い世代を対象とした出前講座を実施
出前講座95回（若者28回、高齢者56回、福祉関係者4回、一般対象4回、事業者対象3回）

高齢者・障害者の権利擁護（3－（3）－③、④）

- ◆高齢者権利擁護推進研修の開催（4回／423人）
- ◆障害者の権利擁護に関する相談受付（1,398件）
- ◆高齢者虐待に関する相談受付（113件）

心の健康問題に関する相談支援（3－（3）－⑤）

- ◆県民の精神的健康保持増進に寄与するため、健康相談電話を設置して実施（相談件数：2,944件）

市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援（3－（1）－③）

- ◆市町村の消費生活相談員を対象とした研修会の実施（受講者数56人）
- ◆消費生活相談アドバイザー弁護士制度事例検討会（4回）
- ◆県消費生活センターに指定消費生活相談員の配置（2人）
- ◆レベルアップ研修会の開催（1回）

消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等（3－（4）－①）

- ◆相談受付件数（6,146件：うち あっせん件数 203件）

多重債務問題に関する取組（3－（4）－⑤）

- ◆多重債務問題対策会議の開催及び無料相談会の実施（相談者7人）

弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携（3－（5）－③）

- ◆行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会（2回開催）

エシカル消費についての普及啓発（4－（1）－①）

- ◆セミナーの開催やリーフレット作成・配付、HP等の広報媒体により、エシカル消費の普及啓発を図った

人や社会に配慮した消費行動の推進（4－（2）－①、②）

- ◆働く障害者ふれあいフェスティバル（参加者358人）
- ◆食材王国みやぎ「伝え人」の派遣（34件）

グリーン購入等の普及促進（4－（3）－①）

- ◆グリーン購入セミナー（1回）
- ◆環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定（認定件数34件／107製品）

みやぎの3R推進事業（4－（3）－②）

- ◆3R啓発イベントの実施
- ◆ラジオスポットCM（112回）
- ◆みやぎの食べきりモデル店舗認定事業（42店舗）

宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）実施状況（令和5年度）

資料1-2

計画期間（令和3年度～令和7年度）

1 消費生活の安全・安心の確保

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等												
1	(1)	消費生活の安全・安心の確保															
		商品・サービスの安全の確保															
		① 液化石油ガス販売事業者への立入検査等 (製品安全4法による立入検査)	○液化石油ガス法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、液化石油ガスによる災害を防止するとともに、取引の適正の確保に努める。 液化石油ガス販売所への立入検査実施 <table> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>74件</td><td>104件</td><td>86件</td><td></td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	74件	104件	86件			消防課	【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、適切な販売業務について確認と指導を行ったことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引き続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	74件	104件	86件														
		② 電気用品販売事業者への立入検査等 (製品安全4法による立入検査)	○電気用品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、電気用品による事故の未然防止に努める。(市町村移譲事務) 電気用品販売事業者への立入検査実施 <table> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>13件</td><td>13件</td><td>16件</td><td></td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	13件	13件	16件			消防課	【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、不適格な製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引き続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	13件	13件	16件														
		③ ガス用品販売事業者への立入検査等 (製品安全4法による立入検査)	○ガス事業法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、事故の未然防止に努める。 ガス用品販売事業者への立入検査 <table> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	0件	0件	0件			消防課	【自己評価】 必要に応じて販売事業者への立入検査を実施することとしているが、必要があると認められる事案は発生しなかった。 【課題と今後の対応等】 一般消費者から情報提供を受けた場合等、必要に応じてガス用品販売事業者への立入検査を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	0件	0件	0件														

施策 推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保	④ 消費生活用製品の危険防止に係る立入検査等 (製品安全4法による立入検査)	○消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査や指導を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止に努める。(町村移譲事業) ・県(町村含む)の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>3店舗</td><td>4店舗</td><td>4店舗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1町</td><td>1町</td><td>1町</td><td></td><td></td></tr><tr><td>町村</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td></td><td></td></tr></table> ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲 (参考)市の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>20店舗</td><td>20店舗</td><td>17店舗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1市</td><td>1市</td><td>1市</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数	3店舗	4店舗	4店舗			立入検査実施町村数	1町	1町	1町			町村	大河原町	大河原町	大河原町			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数	20店舗	20店舗	17店舗			立入検査実施町村数	1市	1市	1市			市	仙台市	仙台市	仙台市			消費生活・文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な製品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者の安全確保に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。 引き続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
立入検査実施店舗数	3店舗	4店舗	4店舗																																																	
立入検査実施町村数	1町	1町	1町																																																	
町村	大河原町	大河原町	大河原町																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
立入検査実施店舗数	20店舗	20店舗	17店舗																																																	
立入検査実施町村数	1市	1市	1市																																																	
市	仙台市	仙台市	仙台市																																																	
	⑤ 貸金業者の指導監督	○貸金業法に基づき、貸金業登録を行った事業者への立入検査や指導監督等を実施し、資金需要者利益保護を図る。 ・貸金業者立入検査の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施件数</td><td>5件</td><td>5件</td><td>9件</td><td></td><td></td></tr></table> ・貸金業に関する苦情・相談・問合せ受付状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>苦情・相談受付件数</td><td>15件</td><td>10件</td><td>17件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	5件	5件	9件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	苦情・相談受付件数	15件	10件	17件			商工金融課	【自己評価】 立入検査においては、指摘事項等があった業者に対して改善を求め、貸金業者が法令等を遵守した適正な業務運営を行うよう指導するとともに、苦情・相談においては、必要に応じて警察や弁護士への相談を勧めるなど、資金需要者等の利益の保護に努めており、消費生活の安全・安心の確保に寄与している。 【課題と今後の対応等】 今後も、立入検査等を通じて貸金業者が法令遵守を徹底し、適正な業務運営を行うよう指導・監督を続けていくとともに、資金需要者等からの苦情・相談・問合せについても適切に対応し、その利益保護に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
立入検査実施件数	5件	5件	9件																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
苦情・相談受付件数	15件	10件	17件																																																	

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1 消費生活の安全・安心の確保	(1) 商品・サービスの安全の確保	⑥ みやぎ食の安全安心確保県民総参加運動事業	○県民参加での食の安全安心確保対策の推進に向け、消費者の役割を自らの行動で積極的に果たす人材の育成に努める。 ・「みやぎ食の安全安心消費者モニター」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>1,089人</td><td>1,136人</td><td>1,158人</td><td></td><td></td></tr></table> ・「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回答者数</td><td>609人</td><td>596人</td><td>615人</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費者モニターの活動 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>(延べ参加)率</td><td>79%</td><td>96%</td><td>106%</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	登録者数	1,089人	1,136人	1,158人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回答者数	609人	596人	615人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	(延べ参加)率	79%	96%	106%			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニターの人数が増加するなど、県民参加が進捗した。また、消費者モニターの活動に関して新型コロナウイルスの影響で開催規模を縮小していた食品工場見学会・生産者との交流会を通常規模に戻したことなどにより、延べ参加率が増加した。 (R4 :96% → R5 :106%) ※延べ参加率・・・登録者数に対する、アンケートやイベントの参加者合計人数の割合 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。特に、モニターを対象とした活動内容を再検討するなど、参加率の向上のため引き続き取り組んでいく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
登録者数	1,089人	1,136人	1,158人																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
回答者数	609人	596人	615人																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
(延べ参加)率	79%	96%	106%																																						
⑦ 食の安全安心相互交流理解度アップ事業	○食の安全安心に関する相互理解（リスクコミュニケーション）の充実・強化を図るため、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催し、消費者、生産者・事業者及び行政等が情報の共有や意見交換を行う。 ・食の安全安心セミナー <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr></table> ・地方懇談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>8回</td><td>12回</td><td>10回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	8回	12回	10回			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 各種セミナーや地方懇談会において食の安全安心を普及啓発することで、消費者及び事業者の食の安全安心に関する知識の向上と相互理解が図られた。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向け、引き続き、各種セミナーや地方懇談会をとおして普及啓発を行っていく。また、地方懇談会等の開催回数の増加など、より普及啓発を促進できるよう取り組んでいく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
開催回数	2回	2回	2回																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
開催回数	8回	12回	10回																																						

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1（1）消費生活の安全・安心の確保		⑧ 食品営業施設取締指導事業	○食に起因する衛生上の危害発生の防止に努める。 ・ 食品営業施設の監視指導数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>監視指導数（件数）</td><td>17,793件</td><td>14,621件</td><td>13,755件</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 収去検査（細菌検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検体数</td><td>1,236検体</td><td>1,150検体</td><td>1,291検体</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 収去検査（理化学検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検体数</td><td>732検体</td><td>941検体</td><td>829検体</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	監視指導数（件数）	17,793件	14,621件	13,755件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	1,236検体	1,150検体	1,291検体			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	732検体	941検体	829検体			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 事業者に対し衛生管理等についての監視及び指導を実施した。特に、大規模食中毒の発生に繋がる可能性のある施設や、広域流通食品を製造・加工する施設などを重点監視施設と定めて監視を行い、HACCPに沿った衛生管理の導入促進に向け、技術的支援制度による啓発を実施した。また、県内の流通食品を対象に収去検査を行い、不適切な食品の流通を防止するとともに、事業者に対して必要に応じて指導することで食の安全確保に寄与した。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入が制度化されたため、事業者のHACCP導入及び実践を個別に指導するなど、継続して技術的な支援を行う必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
監視指導数（件数）	17,793件	14,621件	13,755件																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
検体数	1,236検体	1,150検体	1,291検体																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
検体数	732検体	941検体	829検体																																						
⑨ 食品検査対策事業	○主に輸入食品に対し、検査を実施することで、食品の安全の確保に努める。 ・ 特殊有害物質調査数（残留農薬） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検体数</td><td>73検体</td><td>79検体</td><td>82検体</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 特殊有害物質調査数（輸入食品） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検体数</td><td>94検体</td><td>128検体</td><td>131検体</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 食品中のアレルギー物質検査 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検査件数</td><td>32件</td><td>36件</td><td>40件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	73検体	79検体	82検体			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	94検体	128検体	131検体			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査件数	32件	36件	40件			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 県内に流通する輸入食品等について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品等の流通を防止した。 【課題と今後の対応等】 今後も食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
検体数	73検体	79検体	82検体																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
検体数	94検体	128検体	131検体																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
検査件数	32件	36件	40件																																						

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																								
1 消費生活の安全・安心の確保	(2) 各種窓口相談等による情報提供の充実	① 製品事故・消費者事故等の情報提供	○産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。	消防課	【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はなかった。 【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県ホームページへ「製品事故情報」として掲載を行い、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
			<table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	—	—	—														
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																						
情報提供	—	—	—																										
重点推進項目 1																													
		① 製品事故・消費者事故等の情報提供	○みやぎの消費生活情報や消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載するなど、迅速な情報発信・提供に努める。	消費生活・文化課	【自己評価】 県のホームページから消費者庁等のホームページにリンクを設定し、生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」や、「リコール情報」などに繋げた。また、消費者庁から随時発出される注意喚起を、電子メールにより速やかに市町村等へ情報提供した。 みやぎの消費生活情報（毎月発行）は、各種団体に配付するとともにホームページに掲載し、広く情報発信をした。 【課題と今後の対応等】 県民が適時有益な情報を受けられるよう、分かりやすく情報提供を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
			重点推進項目 1																										
		② 消費者トラブル等の相談及び情報提供	○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努める。 ・消費生活相談 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>県相談機関受付件数</td><td>7,662件</td><td>7,310件</td><td>6,146件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち消費生活センター</td><td>6,722件</td><td>6,347件</td><td>5,229件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち県民サービスセンター</td><td>940件</td><td>963件</td><td>917件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	県相談機関受付件数	7,662件	7,310件	6,146件			うち消費生活センター	6,722件	6,347件	5,229件			うち県民サービスセンター	940件	963件	917件			消費生活・文化課	【自己評価】 消費生活相談に対して、引き続き適切な処理及び解決に努めた。令和5年度の相談件数は、前年に比べ1,000件以上減少したものの、依然として6,000件以上の相談があり、相談内容も複雑多様化しており、悪質商法等の消費者トラブルへの対応が必要となっている。 【課題と今後の対応等】 県消費生活センターはセンター・オブ・センターズとしての機能が求められているため、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																								
県相談機関受付件数	7,662件	7,310件	6,146件																										
うち消費生活センター	6,722件	6,347件	5,229件																										
うち県民サービスセンター	940件	963件	917件																										

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																											
1 （2） 消費生活の安全・安心の確保	③ 薬事啓発事業	○消費者が医薬品や薬用植物を安全に使用できるよう、医薬品について「くすりの相談室」を開設し相談等に対し助言・指導を行うほか、「薬と健康の週間」に各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品や薬用植物に関する正しい知識の普及啓発を図る。 ・薬事相談窓口の設置 （一社）宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>367件</td><td>267件</td><td>314件</td><td></td><td></td></tr></table> ・「薬と健康の週間」事業 薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行う。 ※ 薬と健康の週間：10月17日～10月23日 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催イベント件数</td><td>26件</td><td>31件</td><td>34件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>約1,900人</td><td>約2,200人</td><td>約12,000人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	367件	267件	314件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催イベント件数	26件	31件	34件			参加人数	約1,900人	約2,200人	約12,000人			薬務課	【自己評価】 「くすりの相談室」では、医薬品の適正使用や健康食品の活用等、幅広い内容の相談に対しきめ細かに対応することができた。「薬と健康の週間」においては、「薬と健康のつどい」等、地域の実情に応じた啓発活動を実施し、医薬品の適正な使用について広く普及啓発できた。 （※新型コロナウイルス感染症が5類になったことにより参加人数が増加した。） 【課題と今後の対応等】 セルフメディケーションが推進される中、県民一人一人が医薬品の適正使用についての正しい知識を身につけることが今後ますます重要となることから、集客型のイベントに限らず、様々な方法により医薬品の適正使用や本事業について周知を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																													
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																									
	相談受付件数	367件	267件	314件																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開催イベント件数	26件	31件	34件																																																												
参加人数	約1,900人	約2,200人	約12,000人																																																												
④ 木造住宅等耐震化の相談・情報提供事業	○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口の開設や、情報提供など、住まいの耐震性等に関する支援を推進する。 ・耐震相談所開設 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開設期間</td><td>11か月</td><td>11か月</td><td>11か月</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>46件</td><td>69件</td><td>47件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開設期間	11か月	11か月	11か月			相談受付件数	46件	69件	47件			建築宅地課	【自己評価】 建築物の耐震リフォームに関する相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られた。 【課題と今後の対応等】 県内には、昭和56年以前に建築され耐震性が不十分な木造住宅が多く存在するため、建築物の耐震性又は耐震化に関して不安や疑問のある県民からの相談に適切に対応できるよう、引き続き建築の専門家による相談窓口を設置する必要がある。 また、耐震改修工事に活用できる高齢者向け融資制度の普及・啓発に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開設期間	11か月	11か月	11か月																																																												
相談受付件数	46件	69件	47件																																																												
⑤ 住まいの相談及び情報提供	○住宅トラブルや長期優良住宅に関する相談に対応する。また、新築住宅、住宅リフォーム等の各種支援制度や税制策について周知するほか、市町村職員等を対象とした住宅相談窓口担当者等講習会を開催する。 ・住宅・宅地相談 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>約 260 件</td><td>約 130 件</td><td>約 140 件</td><td></td><td></td></tr></table> ・住宅相談窓口担当者等講習会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数</td><td>－</td><td>30人</td><td>31人</td><td></td><td></td></tr></table> （R4:WEB開催） ・みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政法人住宅金融支援機構の共催により、被災者の自力再建に関する相談会を開催する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談会開催回数</td><td>9回 （1市）</td><td>8回 （1市）</td><td>10回 （1市）</td><td></td><td></td></tr></table> ・住宅に関する相談に適切に対応するため「みやぎ住まいの困りごと相談」と題したQ&A集を作成し、併せて住宅課のホームページに掲載することで、県民や民間事業者等が、直接担当窓口へアプローチできるようにする。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>住宅相談 Q & A の作成</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ホームページ掲載</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> （R 5 年度に見直し実施）	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	約 260 件	約 130 件	約 140 件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	1回			参加者数	－	30人	31人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談会開催回数	9回 （1市）	8回 （1市）	10回 （1市）			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	住宅相談 Q & A の作成	－	－	○			ホームページ掲載	○	－	○			住宅課	【自己評価】 住宅や宅地に関する各種相談に応じたほか、ホームページを通じて住宅関連制度等の情報提供を行った。住宅相談窓口担当者等講習会は会場開催とした。 【課題と今後の対応等】 住宅相談Q&Aについては、令和5年度に内容の見直しを行い、「みやぎ住まいの困りごと相談」の表題で再掲載した。相談窓口における各種相談に応じるため、多様化する住宅関連制度等の情報を収集・整理し、適切な回答や助言、情報提供等ができるよう努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
相談受付件数	約 260 件	約 130 件	約 140 件																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開催回数	－	1回	1回																																																												
参加者数	－	30人	31人																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
相談会開催回数	9回 （1市）	8回 （1市）	10回 （1市）																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
住宅相談 Q & A の作成	－	－	○																																																												
ホームページ掲載	○	－	○																																																												

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																															
1 消費生活の安全・安心の確保	(2) 各種窓口相談等による情報提供の充実 ⑥ 宅地建物取引等の相談・情報提供事業	○宅地建物取引に関する相談窓口を開設し、消費者の契約や紛争などの相談を行うとともに、県ホームページを活用して情報提供を行うなど、安全な不動産取引の推進を図る。 ・宅地建物取引相談 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>取引に関する相談</td><td>4件</td><td>0件</td><td>3件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取引の紛争の相談</td><td>10件</td><td>6件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>法令・その他の相談</td><td>17件</td><td>3件</td><td>6件</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 相談窓口に来訪の上、相談を受けた件数。 電話相談はR5年度は年間約3,000件。	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	取引に関する相談	4件	0件	3件			取引の紛争の相談	10件	6件	0件			法令・その他の相談	17件	3件	6件			建築宅地課	【自己評価】 宅地・建物の売買、賃貸に関する相談に対し、購入者等の利益を保護する観点から、宅地建物取引業法に照らし適切な助言を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 日々多様化、複雑化している宅地建物取引に関する相談に適切に対応できるよう、研修会への参加等により職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督を行っていく。また、漏水トラブルや駐車場等の不動産管理、退去時の原状回復費用負担、騒音等の近隣トラブルなど、宅地建物取引以外の相談も多く、これらの相談については、消費生活センター、ADR、法テラス等を案内する等適切に対応していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																							
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
取引に関する相談	4件	0件	3件																																																
取引の紛争の相談	10件	6件	0件																																																
法令・その他の相談	17件	3件	6件																																																
(3) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保 ① 表示及び景品類付き販売の適正化	○景品表示法に基づき、事業者に対し、不当な表示及び景品類付き販売に関して寄せられた苦情等についての調査等を行い、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提供の適正化を図り、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努める。 ・広告表示等の監視・指導等 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>18件</td><td>12件</td><td>7件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち指導件数</td><td>2件</td><td>1件</td><td>2件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	聴き取り等調査件数	18件	12件	7件			うち指導件数	2件	1件	2件			消費生活・文化課	【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めている。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
聴き取り等調査件数	18件	12件	7件																																																
うち指導件数	2件	1件	2件																																																
② 家庭用品の品質表示の適正化	○家庭用品品質表示法に基づき、立入検査や指導等を実施する。 (町村移譲事務) ・県(町村含む)の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数(県・町村)</td><td>3店舗</td><td>4店舗</td><td>4店舗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1町</td><td>1町</td><td>1町</td><td></td><td></td></tr><tr><td>町村</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td></td><td></td></tr></table> ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲 (参考)市の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>16店舗</td><td>17店舗</td><td>16店舗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1市</td><td>1市</td><td>1市</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数(県・町村)	3店舗	4店舗	4店舗			立入検査実施町村数	1町	1町	1町			町村	大河原町	大河原町	大河原町			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数	16店舗	17店舗	16店舗			立入検査実施町村数	1市	1市	1市			市	仙台市	仙台市	仙台市			消費生活・文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な品質表示の家庭用品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者利益の保護に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。 引き続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
立入検査実施店舗数(県・町村)	3店舗	4店舗	4店舗																																																
立入検査実施町村数	1町	1町	1町																																																
町村	大河原町	大河原町	大河原町																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
立入検査実施店舗数	16店舗	17店舗	16店舗																																																
立入検査実施町村数	1市	1市	1市																																																
市	仙台市	仙台市	仙台市																																																

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保	(3) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	③ 食品表示適正化事業	○消費者が食品を正しく選択する際の判断に資するため、食品表示110番等により得られた情報に基づき、国や市町村と連携しながら事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法や景品表示法に基づく監視指導を行い食品表示の適正化を図るほか、事業者及び消費者に対する出前講座の開催などにより、食品表示に関する制度の普及啓発を図る。 ・食品表示監視指導事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>36件</td><td>52件</td><td>33件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち改善指導件数</td><td>5件</td><td>4件</td><td>4件</td><td></td><td></td></tr></table> ・食品表示ウォッチャー事業（みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>モニタリング調査件数</td><td>0件</td><td>1,307件</td><td>1,273件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち改善指導件数</td><td>0件</td><td>3件</td><td>6件</td><td></td><td></td></tr></table> ※R3年度はコロナにより事業中止 ・食品表示制度普及啓発事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座・研修会等</td><td>5回</td><td>4回</td><td>5回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	調査件数	36件	52件	33件			うち改善指導件数	5件	4件	4件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	モニタリング調査件数	0件	1,307件	1,273件			うち改善指導件数	0件	3件	6件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座・研修会等	5回	4回	5回			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食品表示110番等から得られた情報による調査を踏まえた改善指導や、食品表示制度普及啓発の実施により、食品表示の適正化を推進することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き関係機関と連携しながら食品表示の監視指導を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
調査件数	36件	52件	33件																																																		
うち改善指導件数	5件	4件	4件																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
モニタリング調査件数	0件	1,307件	1,273件																																																		
うち改善指導件数	0件	3件	6件																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
出前講座・研修会等	5回	4回	5回																																																		
		④ 栄養成分表示等適正化事業	○食品の栄養表示やいわゆる健康食品に関する健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、事業者へ指導、監督、相談等を行い、表示の適正化を図るほか、消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発の促進に努める。 ・食品関連事業者等に対する相談・指導 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談・指導件数</td><td>137件</td><td>118件</td><td>83件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査・収去件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr></table> ・食品表示普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>15回</td><td>14回</td><td>40回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>人数</td><td>603人</td><td>560人</td><td>1,328人</td><td></td><td></td></tr></table> ・「消費者向け栄養成分表示リーフレット」による情報提供 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談・指導件数	137件	118件	83件			立入検査・収去件数	0件	0件	0件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	15回	14回	40回			人数	603人	560人	1,328人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			健康推進課	【自己評価】 食品の栄養成分表示や健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、リーフレットを増刷し、各保健所及び健康推進課における事業者への指導（事業者からの相談）の場面で活用したとともに、出前講座等により消費者への普及啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 表示の適正化を図るため、事業者に対して制度の周知に努めるとともに、引き続き食品関連事業者への指導や相談対応を行う。また、消費者に対して適切な表示活用について普及啓発を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
相談・指導件数	137件	118件	83件																																																		
立入検査・収去件数	0件	0件	0件																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
回数	15回	14回	40回																																																		
人数	603人	560人	1,328人																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
情報提供	○	○	○																																																		

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																												
1 消費生活の安全・安心の確保	(3) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	⑤ 温泉利用施設の温泉成分等の掲示の適正化 ○温泉法に基づく温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行うことにより、安心して快適に温泉が利用できるように努める。 ・再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施件数</td><td>41件</td><td>30件</td><td>74件</td><td></td><td></td></tr></table> ・温泉利用施設管理者等を対象にした研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修会参加人数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	41件	30件	74件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修会参加人数	—	—	—			薬務課	【自己評価】 定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正使用について指導することができた。 なお、温泉利用施設管理者等に対し、温泉に関して特に周知すべき事項がある場合などには、必要に応じて研修会を開催することとしているが、R5年度は開催実績はなかった。 【課題と今後の対応等】 超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識の元でこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も必要に応じて温泉利用施設管理者等に対して立入検査や研修会を実施して、温泉の適正使用を推進する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																				
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
立入検査実施件数	41件	30件	74件																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
研修会参加人数	—	—	—																																																													
	(6) 特定計量器等及び表示量目の適正化	○特定計量器(はかり、タクシーメーター等)の精度を公的に担保するため、事業者が製造・修理した計量器及び商店、学校、薬局等で使用している計量器の検定検査を実施するほか、県内のスーパーや商店街を対象に商品量目検査を実施することにより、表示量目の適正化を図るなど、取引の適正化に努める。 ・特定計量器定期検査（使用中の特定計量器について検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検査数</td><td>4,357個</td><td>3,937個</td><td>4,134個</td><td></td><td></td></tr><tr><td>検査実施市町村数</td><td>6市11町1村</td><td>7市9町</td><td>6市11町1村</td><td></td><td></td></tr></table> ・特定計量器検定検査（製造・修理された特定計量器及び基準器について検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検査数(特定計量器)</td><td>5,445個</td><td>6,045個</td><td>5,759個</td><td></td><td></td></tr><tr><td>検査数(基準器)</td><td>78個</td><td>71個</td><td>75個</td><td></td><td></td></tr></table> ○県内のスーパーや商店等を対象に商品量目検査を実施し、表示量目の適正化を図る。 ・立入検査の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>商品量目</td><td>579個</td><td>405個</td><td>714個</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定計量器</td><td>146個</td><td>148個</td><td>173個</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計量関係事業所</td><td>0か所</td><td>0か所</td><td>0か所</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査数	4,357個	3,937個	4,134個			検査実施市町村数	6市11町1村	7市9町	6市11町1村			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査数(特定計量器)	5,445個	6,045個	5,759個			検査数(基準器)	78個	71個	75個			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	商品量目	579個	405個	714個			特定計量器	146個	148個	173個			計量関係事業所	0か所	0か所	0か所			産業立地推進課	【自己評価】 申請された特定計量器検定検査について全数検査を実施したことで、計量器の精度確保に寄与できた。また、検査時の指導・助言を通じて適正計量の啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 必要な検定・検査を着実に実施し、適正な計量器の確保に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
検査数	4,357個	3,937個	4,134個																																																													
検査実施市町村数	6市11町1村	7市9町	6市11町1村																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
検査数(特定計量器)	5,445個	6,045個	5,759個																																																													
検査数(基準器)	78個	71個	75個																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
商品量目	579個	405個	714個																																																													
特定計量器	146個	148個	173個																																																													
計量関係事業所	0か所	0か所	0か所																																																													
	(4) 適正な契約の確保	① 消費生活に関連する制度等の普及啓発 ○消費者が不当な契約の締結に応じないよう、消費者関係法令（特定商取引に関する法律、消費者契約法、割賦販売法、景品表示法等）及び条例等に基づく各種制度について、ホームページや情報機関誌により、消費者への普及啓発を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			消費生活・文化課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
情報提供	○	○	○																																																													

重点推進項目 | 1

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1消費生活の安全・安心の確保	②不適正な取引行為の調査・指導等	○消費者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>2件</td><td>2件</td><td>7件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち注意喚起</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち行政指導</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち行政処分</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	聴き取り等調査件数	2件	2件	7件			うち注意喚起	1件	0件	0件			うち行政指導	0件	0件	0件			うち行政処分	0件	0件	0件			消費生活・文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施した。指導に至る事案はなかったが、引き続き状況を注視する。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めている。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止						
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
聴き取り等調査件数	2件	2件	7件																																					
うち注意喚起	1件	0件	0件																																					
うち行政指導	0件	0件	0件																																					
うち行政処分	0件	0件	0件																																					
	③成年後見制度等の普及等	○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図る。 ・ 成年後見制度に関する研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>87人</td><td>61人</td><td>49人</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td><td>4件</td><td>11件</td><td>8件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回			受講者数	87人	61人	49人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件			うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件			長寿社会政策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、関係機関との情報共有や課題整理を行い、市町村の体制整備を支援した。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるよう取り組む必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
開催回数	2回	2回	2回																																					
受講者数	87人	61人	49人																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
相談受付件数	155件	148件	113件																																					
うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件																																					
	重点推進項目 2																																							
（5）生活関連物資の安定供給	①生活関連物資の物価情報の提供	○県内の石油製品の生活関連物資の価格動向等についての情報収集を行い、ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて関係機関への協力要請を行うなど、価格の安定と円滑な供給の実現に努める。また、異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行われるおそれがある場合には、関係法令に基づいて必要な措置を講じることとしている。 ・ 県内の石油製品価格状況の情報提供 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報収集及び情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 石油製品の価格安定等に関する要請の実施 宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合及び各石油元売会社と協力を要請する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>要請日</td><td>R3.11.24</td><td>R4.12.2</td><td>R5.12.13</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 関係法令に基づく措置 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>措置の実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報収集及び情報提供	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	要請日	R3.11.24	R4.12.2	R5.12.13			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	措置の実施	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格等の情報収集を行うとともに、価格をホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のため石油元売業者等への協力要請を実施した。 【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
情報収集及び情報提供	○	○	○																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
要請日	R3.11.24	R4.12.2	R5.12.13																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
措置の実施	—	—	—																																					

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																									
（５）生活関連物資の安定供給 消費生活の安全・安心の確保	② 消費者物価指数等の情報提供	○「仙台市消費者物価指数」をホームページ等により毎月公表し、適切な情報提供に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			統計課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民の生活に関わる情報であるため、引き続き情報提供を実施する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																													
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
	情報提供	○	○	○																																									
③ 災害時における物資供給及び物価監視等	○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への食料品、飲料水等の物資供給に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>非常時に備えた連絡体制の確認</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年度末現在の提携事業者数</td><td>3社</td><td>3社</td><td>3社</td><td></td><td></td></tr></table> (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン)	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	非常時に備えた連絡体制の確認	○	○	○			年度末現在の提携事業者数	3社	3社	3社			食産業振興課	【自己評価】 非常時に備え、提携事業者（コンビニエンスストア３社）と連絡体制を確認している。 災害時における物資の供給については、提携コンビニエンスストアとの協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めることとしている。（R５年度は供給の実績なし。） 【課題と今後の対応等】 引き続き災害時に備えた連絡体制を確認するとともに、災害時には協定に基づき、連携して物資供給を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																								
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
非常時に備えた連絡体制の確認	○	○	○																																										
年度末現在の提携事業者数	3社	3社	3社																																										
	○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。 ・災害時における応急生活物資（食料品、飲料水、日用品、衣類等）の供給実績 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>食料品</td><td>おにぎり、パン、カップ麺等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>飲料水</td><td>ミネラルウォーター、お茶等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>日用品</td><td>毛布、歯ブラシ、紙オムツ等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>衣類等</td><td>肌着、靴下、セーター等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> ○災害に乗じた異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行なわれるおそれがある場合などには、関係法律に基づいて必要な措置をとる。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>措置の実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	食料品	おにぎり、パン、カップ麺等	—	—	—		飲料水	ミネラルウォーター、お茶等	—	—	—		日用品	毛布、歯ブラシ、紙オムツ等	—	—	—		衣類等	肌着、靴下、セーター等	—	—	—		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	措置の実施	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 東日本大震災以降は、応急生活物資供給の実績はない。宮城県生協連と定期的に連絡体制の確認を行っている。 【課題と今後の対応等】 災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくとともに、連絡体制の確認を行っていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																								
食料品	おにぎり、パン、カップ麺等	—	—	—																																									
飲料水	ミネラルウォーター、お茶等	—	—	—																																									
日用品	毛布、歯ブラシ、紙オムツ等	—	—	—																																									
衣類等	肌着、靴下、セーター等	—	—	—																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																								
措置の実施	—	—	—																																										
（６）所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	① 消費生活協同組合の指導監督	○消費生活協同組合法に基づき、指導、検査を実施し、消費生活協同組合の業務運営の適正化及び財務の健全化・透明性を確保することで、組合員の保護を図る。 消費生活協同組合への指導検査実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>指導検査実施件数</td><td>6組合</td><td>6組合</td><td>5組合</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合			消費生活・文化課	【自己評価】 生協に対し、財務会計や法令遵守の観点から指導、検査を行うことで、組合の適正な事業運営を確保することができた。 【課題と今後の対応等】 引き続き指導、検査を行い、生協事業の健全な運営と組合員の保護を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																								
指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合																																										

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保	(6) 所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	○東北経済産業局との連携により、割賦販売法に基づく立入検査を実施し、割賦販売等に係る取引の公正化及び消費者等の利益の保護を図る。 ・東北経済産業局との合同立入検査 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査</td><td>—</td><td>1団体</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査	—	1団体	—			消費生活・文化課	【自己評価】 対象事業者の検査周期の関係等から、東北経済産業局との合同立入調査は実施しなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報共有及び検査実施に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																				
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
	立入検査	—	1団体	—																																																
② 事業者の指導監督	国, 他の都道府県, 市町村, 警察本部との連携	○各種会議に出席するなど、国や他の都道府県と、適宜意見交換・情報交換を行うとともに、随時、調査の協力等による情報提供、情報収集などの連携を図る。 ・国や他の都道府県との各種会議等で行った意見交換・情報交換 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>意見交換・情報交換</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 主な出席会議等 都道府県等消費者行政担当課長会議、16 大都道府県消費者行政担当課長会議、全国消費生活センター所長会議、消費者行政ブロック会議など ・県警との情報の共有化を図り、振り込み詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・国や他の都道府県からの調査依頼及び調査協力による情報共有 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報共有</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・県警との会議の開催等による情報共有及び連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>会議の開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 宮城県多重債務問題対策会議（ヤミ金融対策を含む）	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	意見交換・情報交換	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報共有	—	—	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	会議の開催	○	○	○			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめする各種会議等に出席し、情報を収集した。同時に国及び他県と情報交換することにより、他県の取組など参考となる事項の把握と活用にも努めた。 また、県警及び市町村とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催や国主催の会議の資料提供により情報共有を図った。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集、情報交換の場を大切にするとともに、各関係機関との連携を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
意見交換・情報交換	○	○	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
実施	○	○	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
情報共有	—	—	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
会議の開催	○	○	○																																																	
重点推進項目	3																																																			
	② 事業者及び事業者団体の自主的な取組への支援	○事業者や事業者団体が自ら実施する事業活動に関して遵守すべき基準を作成する取組及び消費者の信頼を確保するための自主的な取組等に対し、適切な支援・協力を行う。 ・宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>総会</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>意見交換会</td><td>R3.12.16</td><td>R4.10.5</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・公正取引協議会への支援・協力 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・来所した事業者に対するセンターからの助言 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>事業者数</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	総会	○	○	—			意見交換会	R3.12.16	R4.10.5	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	—	○	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	事業者数	○	○	○			消費生活・文化課	【自己評価】 随時情報交換を行うとともに、事業者が訪問した都度、国民生活センター等で公表しているよくある相談等を伝え、適切な事業活動を行うように助言している。 （「正しい表示店頭キャンペーン」は実施されなかった。） 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに、取組に対する支援・協力を行っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止						
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
総会	○	○	—																																																	
意見交換会	R3.12.16	R4.10.5	—																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	—	○	—																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
事業者数	○	○	○																																																	
重点推進項目	3 4																																																			

2 自立した消費者の育成

※資料 1 - 5「宮城県消費者教育推進計画（第 2 期）実施状況」に掲載

3 消費者被害の防止と救済

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																								
3	消費者被害の防止と救済	① 県消費生活センター等における相談対応機能の向上	○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活センター等の消費生活相談員等の研修の機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律顧問相談会等を開催することにより、相談対応機能の向上を図る。 ・消費生活相談員研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R4.2.14</td><td>R4.9.1～9.2</td><td>R5.9.7～9.8</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>43人</td><td>52人</td><td>56人</td><td></td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>－</td><td>36人</td><td>73人</td><td></td><td></td></tr></table> ・法律顧問相談会等の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>法律顧問相談会の開催</td><td>2回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消費生活問題研究会の開催</td><td>2回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>法律顧問相談件数</td><td>18件</td><td>10件</td><td>7回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村消費生活相談員等法律相談会</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消費生活相談アドバイザー・弁護士制度相談件数（県分）</td><td>2件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8			受講者数	43人	52人	56人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	2回			受講者数	－	36人	73人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	法律顧問相談会の開催	2回	3回	3回			消費生活問題研究会の開催	2回	3回	3回			法律顧問相談件数	18件	10件	7回			市町村消費生活相談員等法律相談会	－	－	－			消費生活相談アドバイザー・弁護士制度相談件数（県分）	2件	0件	0件			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																						
開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8																																																																										
受講者数	43人	52人	56人																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
開催回数	－	1回	2回																																																																										
受講者数	－	36人	73人																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
法律顧問相談会の開催	2回	3回	3回																																																																										
消費生活問題研究会の開催	2回	3回	3回																																																																										
法律顧問相談件数	18件	10件	7回																																																																										
市町村消費生活相談員等法律相談会	－	－	－																																																																										
消費生活相談アドバイザー・弁護士制度相談件数（県分）	2件	0件	0件																																																																										
		② 様々な媒体を活用した消費生活相談体制の構築	○電話や対面のみならず、電子申請等を活用した消費生活相談体制の構築により、相談しやすい体制づくりに努め、これまで顕在化していなかった消費者相談の掘り起こしと消費者被害の救済を図る。 ・電子申請での相談件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>55件</td><td>60件</td><td>110件</td><td></td><td></td></tr></table> ・メール等での相談件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>16件</td><td>22件</td><td>19件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	55件	60件	110件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	16件	22件	19件			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 電話による相談をためらう方のために、電子申請等により受付を行い、その後の相談に繋げることで被害の救済を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も支援が必要である。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
相談件数	55件	60件	110件																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
相談件数	16件	22件	19件																																																																										

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																																																							
3	(1)	消費生活相談体制及び相談機能の充実	③ 市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援 ○市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、市町村の消費生活相談員等を対象とした研修会や、事例を学ぶための検討会を開催する。また、相談や啓発への助言を行う指定消費生活相談員を県消費生活センターに配置することにより、市町村の相談対応機能の向上を支援し、もって県全体の相談対応機能の充実を図る。 ・消費生活相談員研修会の開催（再掲） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R4.2.14</td><td>R4.9.1～9.2</td><td>R5.9.7～9.8</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>43人</td><td>52人</td><td>56人</td><td></td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催（再掲） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>－</td><td>36人</td><td>36人</td><td></td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等法律相談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度事例検討会の開催（市町村分） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数（市町村分）</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr></table> ・県消費生活センターに指定消費生活相談員を配置 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>指定消費生活相談員</td><td>2人</td><td>2人</td><td>2人</td><td></td><td></td></tr></table> 重点推進項目 3	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8			受講者数	43人	52人	56人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	1回			受講者数	－	36人	36人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	－	－			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数（市町村分）	4回	4回	4回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	指定消費生活相談員	2人	2人	2人			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例検討会等、相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																															
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																						
開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8																																																																																																																																									
受講者数	43人	52人	56人																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
開催回数	－	1回	1回																																																																																																																																									
受講者数	－	36人	36人																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
開催回数	－	－	－																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
開催回数（市町村分）	4回	4回	4回																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
指定消費生活相談員	2人	2人	2人																																																																																																																																									
(2)	消費者被害の防止と救済	① 各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供 ○新たな消費者トラブル及び消費者事故の発生等を防止するため、独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページやSNSを活用した情報の掲載、関係機関への情報提供等を迅速に行うなど啓発に努め、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図る。 ・常時、県のホームページに最新情報を掲載し、情報の提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・毎月1回、情報誌「みやぎの消費生活情報」を作成・配布するとともに、地域包括支援センターと訪問介護事業所にメールを配信する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>地域包括支援センター</td><td>79か所</td><td>85か所</td><td>83か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>訪問介護事業所</td><td>106か所</td><td>106か所</td><td>106か所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>メール配信期間</td><td>R3.4～R4.3</td><td>R4.4～R5.3</td><td>R5.4～R6.3</td><td></td><td></td></tr></table> ○新聞をはじめとする各種情報誌への記事の掲載、啓発用リーフレット等の作成及び配布等を積極的に行うことにより、広く県民に対し、消費者トラブル及び消費者事故に関する情報の提供に努める。 ・各種啓発用資料の作成・配布 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成・配布総数</td><td>59,000部</td><td>86,000部</td><td>55,500部</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資料の種類</td><td>リーフレット 3種類</td><td>リーフレット 4種類</td><td>リーフレット 3種類</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">内訳</td><td>「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」</td><td>17,000部</td><td>17,000部</td><td>15,500部</td><td></td></tr><tr><td>「知っておこう！消費基礎知識」</td><td>16,000部</td><td>16,000部</td><td>15,000部</td><td></td></tr><tr><td>「知っておこう！これだけは」</td><td>26,000部</td><td>27,000部</td><td>25,000部</td><td></td></tr><tr><td>「消費生活センターに相談してださい」</td><td>－</td><td>26,000部</td><td>－</td><td></td></tr></table> ・新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ等での広報 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>新聞</td><td>151回</td><td>131回</td><td>124回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>広報誌等</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>テレビ</td><td>－</td><td>－</td><td>46回</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">ラジオCM</td><td rowspan="2">内訳</td><td>AM放送回数</td><td>25回</td><td>72回</td><td>45回</td><td></td></tr><tr><td>FM放送回数</td><td>26回</td><td>72回</td><td>45回</td><td></td></tr><tr><td>放送期間</td><td>R3.9～R4.2</td><td>R4.11～R5.3</td><td>R5.9～R6.1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>SNS等</td><td>配信期間</td><td>－</td><td>－</td><td>R6.2～R6.3</td><td></td><td></td></tr></table> ・各種啓発用品の作成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 重点推進項目 1 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	地域包括支援センター	79か所	85か所	83か所			訪問介護事業所	106か所	106か所	106か所			メール配信期間	R3.4～R4.3	R4.4～R5.3	R5.4～R6.3			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成・配布総数	59,000部	86,000部	55,500部			資料の種類	リーフレット 3種類	リーフレット 4種類	リーフレット 3種類			内訳	「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」	17,000部	17,000部	15,500部		「知っておこう！消費基礎知識」	16,000部	16,000部	15,000部		「知っておこう！これだけは」	26,000部	27,000部	25,000部		「消費生活センターに相談してださい」	－	26,000部	－		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	新聞	151回	131回	124回			広報誌等	4回	3回	2回			テレビ	－	－	46回			ラジオCM	内訳	AM放送回数	25回	72回	45回		FM放送回数	26回	72回	45回		放送期間	R3.9～R4.2	R4.11～R5.3	R5.9～R6.1			SNS等	配信期間	－	－	R6.2～R6.3			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成	－	○	○			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。 国からの補助金を活用し、消費者啓発動画を作成し、SNS等を用いて若年層や高齢者等に対して配信を行い、啓発活動の媒体を増加させ、さらなる普及啓発に努めた。 【課題と今後の対応等】 対象別に、より効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
情報提供	○	○	○																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
地域包括支援センター	79か所	85か所	83か所																																																																																																																																									
訪問介護事業所	106か所	106か所	106か所																																																																																																																																									
メール配信期間	R3.4～R4.3	R4.4～R5.3	R5.4～R6.3																																																																																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
作成・配布総数	59,000部	86,000部	55,500部																																																																																																																																									
資料の種類	リーフレット 3種類	リーフレット 4種類	リーフレット 3種類																																																																																																																																									
内訳	「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」	17,000部	17,000部	15,500部																																																																																																																																								
	「知っておこう！消費基礎知識」	16,000部	16,000部	15,000部																																																																																																																																								
	「知っておこう！これだけは」	26,000部	27,000部	25,000部																																																																																																																																								
	「消費生活センターに相談してださい」	－	26,000部	－																																																																																																																																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
新聞	151回	131回	124回																																																																																																																																									
広報誌等	4回	3回	2回																																																																																																																																									
テレビ	－	－	46回																																																																																																																																									
ラジオCM	内訳	AM放送回数	25回	72回	45回																																																																																																																																							
		FM放送回数	26回	72回	45回																																																																																																																																							
	放送期間	R3.9～R4.2	R4.11～R5.3	R5.9～R6.1																																																																																																																																								
SNS等	配信期間	－	－	R6.2～R6.3																																																																																																																																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																							
作成	－	○	○																																																																																																																																									

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																		
3 (2) 消費者被害の防止と救済	② 展示会での啓発	○県消費生活センターや県庁ロビー等に消費生活に関するパネルを展示することにより、時代に対応した身近な消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>パネル展示</td><td>1回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>パネルの貸し出し</td><td>－</td><td>1回</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ビデオ・DVDの貸し出し</td><td>9回</td><td>8回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr></table> ○消費生活講座の開設、消費生活相談の受付、パネル展示など、消費生活に役立つ内容を集約した「消費生活展」を開催し、消費生活に関する情報の提供及び知識の普及啓発を行い消費者被害の未然防止を図る。 宮城県金融広報委員会と共催し、「かしこい消費者を目指して～考えよう！消費生活とお金のこと～」をテーマに掲げ、パネル展示や消費生活相談等を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>来場者数</td><td>371人</td><td>－</td><td>406人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.12.14- R3.12.17</td><td>－</td><td>R5.12.19- R5.12.22</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	パネル展示	1回	3回	2回			パネルの貸し出し	－	1回	－			ビデオ・DVDの貸し出し	9回	8回	3回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	来場者数	371人	－	406人			開催期間	R3.12.14- R3.12.17	－	R5.12.19- R5.12.22			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	【自己評価】 パネル展を2回開催し、悪徳商法の事例や対応方法、SDG sに関する知識等を一般消費者向けに展示した。また、パネルやDVDを、市町村や学校等に貸し出し、消費者啓発活動を支援した。 【課題と今後の対応等】 展示の機会を増やし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに周知し、各自治体や団体の啓発活動に寄与する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																								
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
パネル展示	1回	3回	2回																																																																																																			
パネルの貸し出し	－	1回	－																																																																																																			
ビデオ・DVDの貸し出し	9回	8回	3回																																																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																	
来場者数	371人	－	406人																																																																																																			
開催期間	R3.12.14- R3.12.17	－	R5.12.19- R5.12.22																																																																																																			
	③ 講演会、出前講座の開催	○消費者を対象に消費生活に関する出前講座を開催することにより、消費者の関心の高いテーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供し、消費者被害の意識啓発を図る。 ・出前講座の開催（R4年度計：59回／1,544人） 県消費生活センター実施分 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>20回 / 718人</td><td>17回 / 589人</td><td>25回 / 860人</td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>6回 / 441人</td><td>6回 / 335人</td><td>4回 / 363人</td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>12回 / 257人</td><td>9回 / 232人</td><td>15回 / 365人</td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td><td>1回 / 30人</td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>2回 / 20人</td><td>2回 / 22人</td><td>2回 / 17人</td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td><td>3回 / 85人</td></tr></table> <table><tr><td>対象年度</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td></td><td></td></tr></table> 各県民サービスセンター実施分 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>44回 / 1,496人</td><td>42回 / 955人</td><td>70回 / 1,395人</td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>13回 / 853人</td><td>21回 / 498人</td><td>24回 / 550人</td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>25回 / 460人</td><td>21回 / 457人</td><td>41回 / 654人</td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>1回 / 19人</td><td>0回 / 0人</td><td>3回 / 152人</td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>3回 / 120人</td><td>0回 / 0人</td><td>2回 / 39人</td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>2回 / 44人</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td></tr></table> <table><tr><td>対象年度</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	開催回数/受講者数	20回 / 718人	17回 / 589人	25回 / 860人	内 若者対象	6回 / 441人	6回 / 335人	4回 / 363人	内 高齢者対象	12回 / 257人	9回 / 232人	15回 / 365人	内 福祉関係者対象	0回 / 0人	0回 / 0人	1回 / 30人	内 一般対象	2回 / 20人	2回 / 22人	2回 / 17人	内 事業者・団体対象	0回 / 0人	0回 / 0人	3回 / 85人	対象年度	R6	R7	開催回数/受講者数			内 若者対象			内 高齢者対象			内 福祉関係者対象			内 一般対象			内 事業者・団体対象			対象年度	R3	R4	R5	開催回数/受講者数	44回 / 1,496人	42回 / 955人	70回 / 1,395人	内 若者対象	13回 / 853人	21回 / 498人	24回 / 550人	内 高齢者対象	25回 / 460人	21回 / 457人	41回 / 654人	内 福祉関係者対象	1回 / 19人	0回 / 0人	3回 / 152人	内 一般対象	3回 / 120人	0回 / 0人	2回 / 39人	内 事業者・団体対象	2回 / 44人	0回 / 0人	0回 / 0人	対象年度	R6	R7	開催回数/受講者数			内 若者対象			内 高齢者対象			内 福祉関係者対象			内 一般対象			内 事業者・団体対象			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやすいように寸劇等も取り入れ、注意喚起を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界があり、啓発活動を行える人材の育成が求められている。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5																																																																																																			
開催回数/受講者数	20回 / 718人	17回 / 589人	25回 / 860人																																																																																																			
内 若者対象	6回 / 441人	6回 / 335人	4回 / 363人																																																																																																			
内 高齢者対象	12回 / 257人	9回 / 232人	15回 / 365人																																																																																																			
内 福祉関係者対象	0回 / 0人	0回 / 0人	1回 / 30人																																																																																																			
内 一般対象	2回 / 20人	2回 / 22人	2回 / 17人																																																																																																			
内 事業者・団体対象	0回 / 0人	0回 / 0人	3回 / 85人																																																																																																			
対象年度	R6	R7																																																																																																				
開催回数/受講者数																																																																																																						
内 若者対象																																																																																																						
内 高齢者対象																																																																																																						
内 福祉関係者対象																																																																																																						
内 一般対象																																																																																																						
内 事業者・団体対象																																																																																																						
対象年度	R3	R4	R5																																																																																																			
開催回数/受講者数	44回 / 1,496人	42回 / 955人	70回 / 1,395人																																																																																																			
内 若者対象	13回 / 853人	21回 / 498人	24回 / 550人																																																																																																			
内 高齢者対象	25回 / 460人	21回 / 457人	41回 / 654人																																																																																																			
内 福祉関係者対象	1回 / 19人	0回 / 0人	3回 / 152人																																																																																																			
内 一般対象	3回 / 120人	0回 / 0人	2回 / 39人																																																																																																			
内 事業者・団体対象	2回 / 44人	0回 / 0人	0回 / 0人																																																																																																			
対象年度	R6	R7																																																																																																				
開催回数/受講者数																																																																																																						
内 若者対象																																																																																																						
内 高齢者対象																																																																																																						
内 福祉関係者対象																																																																																																						
内 一般対象																																																																																																						
内 事業者・団体対象																																																																																																						

重点推進項目 1 2

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																								
3消費生活上特に配慮を必要とする消費者被害の防止と救済	①地域の見守り体制の構築等【再掲】	○消費者教育を継続的に受けられるよう、「消費生活展」などのイベントや町内会等の求めに応じて、出前講座等を実施する。 ・ 出前講座 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>64回</td><td>59回</td><td>95回</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 消費生活展 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.12.14～ R3.12.17</td><td>－</td><td>R5.12.19～ R5.12.22</td><td></td><td></td></tr></table> ○警察等と連携した街頭啓発や報道機関と連携した広報、消費生活サポーター等を活用して、特殊詐欺被害の抑止を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr></table> ○県ホームページやラジオ、情報誌に加え、SNSも活用し、問題商法や特殊詐欺等に関する注意喚起や成年後見制度の活用促進、消費者市民社会の意義についての啓発を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>Facebookでの情報発信</td><td>10件</td><td>15件</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラジオ広報</td><td>51件</td><td>144回</td><td>90回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報誌（オーレ）への掲載</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>YouTube開設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>Xでの情報発信</td><td>－</td><td>－</td><td>43回</td><td></td><td></td></tr></table> 重点推進項目 1 2 3	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	64回	59回	95回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催期間	R3.12.14～ R3.12.17	－	R5.12.19～ R5.12.22			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン	4回	4回	4回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	Facebookでの情報発信	10件	15件	－			ラジオ広報	51件	144回	90回			情報誌（オーレ）への掲載	4回	3回	2回			YouTube開設	○	○	○			Xでの情報発信	－	－	43回			消費生活・文化課	【自己評価】 様々な媒体をととして積極的な情報提供を行い啓発活動を行った。 【課題と今後の対応等】 広報活動について、関係機関と連携しながら今後も継続して実施し、普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																						
回数	64回	59回	95回																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
開催期間	R3.12.14～ R3.12.17	－	R5.12.19～ R5.12.22																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン	4回	4回	4回																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
Facebookでの情報発信	10件	15件	－																																																																									
ラジオ広報	51件	144回	90回																																																																									
情報誌（オーレ）への掲載	4回	3回	2回																																																																									
YouTube開設	○	○	○																																																																									
Xでの情報発信	－	－	43回																																																																									
	②成年後見制度等の普及等	○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図る。 ・ 成年後見制度に関する研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>87人</td><td>61人</td><td>49人</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td><td>4件</td><td>11件</td><td>8件</td><td></td><td></td></tr></table> 重点推進項目 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回			受講者数	87人	61人	49人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件			うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件			長寿社会政策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、関係機関との情報共有や課題整理を行い、市町村の体制整備を支援した。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
開催回数	2回	2回	2回																																																																									
受講者数	87人	61人	49人																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
相談受付件数	155件	148件	113件																																																																									
うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件																																																																									

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
3 消費生活特に消費者被害の防止と救済	③ 高齢者の権利の擁護	○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図る。 ・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 高齢者権利擁護推進研修の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>377人</td><td>244人</td><td>423人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	4回	4回	4回			参加人数	377人	244人	423人			長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者虐待防止等をテーマとする研修会等の開催を通して、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行った。また、高齢者権利擁護をテーマとする研修会の開催により、施設従事者等に対して権利擁護の重要性を周知したほか、相談窓口を設置し高齢者虐待対応等の相談に応じることで、市町村等の高齢者権利擁護の取組を推進した。 【課題と今後の対応等】 虐待は、高齢者の権利が脅かされる状況であることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止						
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
	相談受付件数	155件	148件	113件																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
開催回数	4回	4回	4回																																					
参加人数	377人	244人	423人																																					
4 消費者被害の防止と救済	④ 障害者の権利の擁護	○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図る。 ・ 相談窓口（社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会への委託） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>1,111件</td><td>1,255件</td><td>1,398件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>稼働日数</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 相談日：日・月曜日（精神障害者）、水・木曜日（身体障害者）、金・土曜日（知的障害者）	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	1,111件	1,255件	1,398件			稼働日数	週6日	週6日	週6日			障害福祉課	【自己評価】 相談窓口を年間292日開設し、1,398件の電話があった。うち、精神障害者からの相談が約7割であり、不安感、人間関係、生活や就労等の多岐にわたる相談が寄せられた。身近に相談できる場所として繰り返し相談する方もおり、相談者に寄り添った対応を心がけた。状況に応じて地域の相談窓口や専門機関を紹介するなど十分な対応ができた。 【課題と今後の対応等】 従来同様、専門機関との連携を図りながら、様々な障害への理解や福祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																		
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
相談件数	1,111件	1,255件	1,398件																																					
稼働日数	週6日	週6日	週6日																																					
5 消費者被害の防止と救済	⑤ 心の健康問題に関する相談支援事業	○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図る。 ・ 心の健康相談電話 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>2,487件</td><td>2,956件</td><td>2,944件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療機関紹介</td><td>3件</td><td>3件</td><td>5件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>関係機関紹介</td><td>20件</td><td>30件</td><td>22件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>助言指導</td><td>2,463件</td><td>2,923件</td><td>2,917件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>来所予約</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	2,487件	2,956件	2,944件			医療機関紹介	3件	3件	5件			関係機関紹介	20件	30件	22件			助言指導	2,463件	2,923件	2,917件			来所予約	1件	0件	0件			精神保健推進室	【自己評価】 相談窓口として広く認知されており、県民の精神的健康の保持増進に寄与することができている。 【課題と今後の対応等】 様々な悩みや心の問題を抱える方のため、引き続き電話相談窓口を設置し、県民の精神的健康の保持増進に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
相談件数	2,487件	2,956件	2,944件																																					
医療機関紹介	3件	3件	5件																																					
関係機関紹介	20件	30件	22件																																					
助言指導	2,463件	2,923件	2,917件																																					
来所予約	1件	0件	0件																																					

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																												
3	(4) 消費者被害の拡大防止と被害者の救済	① 消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等	○消費者からの苦情の申出に対して、適切な調査、助言、あっせんその他必要な措置を行う。また、消費者からの苦情の申出のうち、専門的な対応が必要な事案については、弁護士会、司法書士会、法テラス等専門機関の紹介又は仲介を行うなどの確な対応に努める。 ・ 県相談機関関係分（消費生活センター及び県民サービスセンター） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>7,662件</td><td>7,310件</td><td>6,146件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うちあっせん件数</td><td>230件</td><td>245件</td><td>203件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	7,662件	7,310件	6,146件			うちあっせん件数	230件	245件	203件			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。 【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者の相談があると予想される。また、副業トラブルの増加による若年者の消費者トラブル増にも注意が必要であり、どちらも適切な対応が求められる。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止										
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																										
		相談受付件数	7,662件	7,310件	6,146件																												
		うちあっせん件数	230件	245件	203件																												
② 条例第41条の申出に対する対応	○条例第41条第1項の規定による県民からの申出に対して、必要な措置を講じる。 ・ 条例の規定に違反する事業者等に措置をとるよう求める申出 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>申請受理件数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	申請受理件数	－	－	－			消費生活・文化課	【自己評価】 申出に至る事案はなかった。なお、相談件数の多い事案や相談内容により、景品表示法や特定商取引法等の法律を根拠として個別に調査・指導を行っている。 【課題と今後の対応等】 違反性が高いと思われる相談については、速やかに相談員と法執行担当者との情報共有がなされるよう、今後とも連携を図りながら対処していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
申請受理件数	－	－	－																														
③ 不適正な取引行為の調査・指導等【再掲】	○消費者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>2件</td><td>2件</td><td>7件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち注意喚起</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち行政指導</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち行政処分</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	聴き取り等調査件数	2件	2件	7件			うち注意喚起	1件	0件	0件			うち行政指導	0件	0件	0件			うち行政処分	0件	0件	0件			消費生活・文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施した。指導に至る事案はなかったが、引き続き状況を注視する。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
聴き取り等調査件数	2件	2件	7件																														
うち注意喚起	1件	0件	0件																														
うち行政指導	0件	0件	0件																														
うち行政処分	0件	0件	0件																														
④ 商品等の検査	○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構等の専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努める。 ・ 依頼先，件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>製品評価技術基盤機構</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一級建築士</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国民生活センター</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	製品評価技術基盤機構	－	－	－			一級建築士	－	－	－			国民生活センター	－	－	－			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 令和5年度は事案はなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
製品評価技術基盤機構	－	－	－																														
一級建築士	－	－	－																														
国民生活センター	－	－	－																														
			重点推進項目	3																													

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																																																												
3	(4) 消費者被害の拡大防止と被害者の救済	⑤ 多重債務問題に関する取組	○多重債務問題の解決に向け、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、自死対策に関する関係機関と連携し、「心の健康相談」を併せて実施する。 ・「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づいた相談処理の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談処理</td><td>10件</td><td>13件</td><td>7件</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 多重債務無料相談会の実施 宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、11月に多重債務に関する無料相談会を実施した。また、精神保健推進室と連携して、無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。 一斉相談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.11.26～ R3.11.28</td><td>R4.11.26～ R4.11.28</td><td>R5.12.1～ R5.12.3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催場所</td><td>県庁</td><td>県庁</td><td>県庁</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相談者数</td><td>10人</td><td>13人</td><td>7人</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 宮城県多重債務問題対策会議の開催（ヤミ金融対策を含む） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 金融広報委員会と協力して、啓発用リーフレット「多重債務に陥らないために」を各種研修会で配布した。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>啓発用リーフレット配布</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 重点推進項目 3	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談処理	10件	13件	7件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催期間	R3.11.26～ R3.11.28	R4.11.26～ R4.11.28	R5.12.1～ R5.12.3			開催場所	県庁	県庁	県庁			相談者数	10人	13人	7人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	啓発用リーフレット配布	○	○	○			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催した。併せて、保健福祉事務所等と連携して心の健康相談を実施した。 【課題と今後の対応等】 引き続き無料相談会を実施し、多重債務問題への対応を図る。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
		相談処理	10件	13件	7件																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催期間	R3.11.26～ R3.11.28	R4.11.26～ R4.11.28	R5.12.1～ R5.12.3																																																														
開催場所	県庁	県庁	県庁																																																														
相談者数	10人	13人	7人																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
啓発用リーフレット配布	○	○	○																																																														
⑥ 消費者被害救済委員会のあっせん・調停	○消費者からの苦情申出のうち、解決が著しく困難なものについては、「宮城県消費者被害救済委員会」を開催し、あっせん又は調停を伏すことにより解決を目指す。 ・ 宮城県消費者被害救済委員会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 宮城県消費者被害救済委員会 あっせん調停部会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	—	—	—			開催日	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	—	—	—			開催日	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 令和5年度は、あっせん・調停が必要な案件がなく、開催なし。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっせんができるよう努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催回数	—	—	—																																																														
開催日	—	—	—																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催回数	—	—	—																																																														
開催日	—	—	—																																																														
⑦ 消費者の訴訟に対する費用の貸付	○被害を受けた消費者の訴訟に係る費用の貸付けを行い、消費者を経済的に支援する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>申請受理件数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	申請受理件数	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
申請受理件数	—	—	—																																																														

3

(5)

消費者被害の防止と救済

推進

施策

取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																						
① 国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携	○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携を行う。 ・国民生活センターが運営するPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、全国の相談苦情情報の収集等をする。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼するほか、当機構からの事故等の情報についてHP等に掲示することにより迅速に消費者へ周知する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>事故分析依頼</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事故情報周知</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	事故分析依頼	—	—	—			事故情報周知	○	○	○			消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果情報等は消費者被害の防止に重要であることから、最新情報の速やかな提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や他の都道府県との連携を図り、最新情報の提供に努めていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																								
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
情報提供	○	○	○																																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
事故分析依頼	—	—	—																																																						
事故情報周知	○	○	○																																																						
重点推進項目		3																																																							
② 国、市町村、警察本部等との連携	○国、市町村、警察本部等との連携を図り、悪質な事業者及び違法な貸金業者等に関する情報交換や事業者への対応等に努める。 ・宮城県多重債務問題対策会議（ヤミ金融対策を含む） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催			消費生活・文化課	【自己評価】 対面会議となり、無料相談会の開催方法等についての意見や多重債務にかかる各機関からの情報提供及び質疑応答があるなど、活発な情報交換が行われた。 【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して、会議の開催を通じて情報交換に努めていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																										
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催																																																						
重点推進項目		3																																																							
③ 弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携	○弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携を図り、定期的な情報及び意見の交換等に努める。 ・行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.16 R4.2.7</td><td>R4.9.29 R5.2.7</td><td>R5.9.5 R6.2.7</td><td></td><td></td></tr></table> ・宮城県多重債務問題対策会議 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費者関係団体との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・宮城県金融広報委員会との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>消費者教育講座の共催、金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回			開催日	R3.9.16 R4.2.7	R4.9.29 R5.2.7	R5.9.5 R6.2.7			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	消費者教育講座の共催、金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等	○	○	○			消費生活・文化課	【自己評価】 弁護士会・司法書士会とも必要に応じて随時情報交換を行い、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった。 また、消費者関係団体に対し、研修会等の開催を支援した。 宮城県金融広報委員会との連携については、消費者教育事業として金融・経済講演会を共同で開催したほか、金銭・金融教育に関する研究発表・普及啓発事業を共催した。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き各団体と連携しながら事業を実施していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
開催回数	2回	2回	2回																																																						
開催日	R3.9.16 R4.2.7	R4.9.29 R5.2.7	R5.9.5 R6.2.7																																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催																																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○	○																																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
消費者教育講座の共催、金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等	○	○	○																																																						
重点推進項目		3																																																							

4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	(1) エシカル消費の普及啓発 ①	○ホームページや「みやぎの消費生活情報」等を活用し、エシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）についての普及啓発を図り、エシカル消費の意味や必要性に対する県民の理解向上を図る。 ・エシカル消費の普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ホームページ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>みやぎの消費生活情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>リーフレット</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>セミナー</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページ	○	○	○			みやぎの消費生活情報	○	○	○			リーフレット	－	－	○			セミナー	－	－	○			消費・生活文化課	【自己評価】 ホームページや広報誌を活用するとともに、県内企業等を訪問し、身近なリーフレットを作成し、小売店を通じて配布したとともに、企業等向けエシカル消費セミナーを開催し、県内企業等との連携して普及啓発を図った。 【課題と今後の対応等】 消費者自らが社会的役割を自覚し、行動することが重要であることから、関係する施策と連携し、さらなる理解促進を図る必要がある。 【今後の方向性】 ■ 拡充 □ 維持 □ 縮小 □ 廃止																		
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
	ホームページ	○	○	○																																																
みやぎの消費生活情報	○	○	○																																																	
リーフレット	－	－	○																																																	
セミナー	－	－	○																																																	
(2) 人や社会に配慮した消費行動の推進 ②	障害者工賃向上支援総合対策事業 ①	○障害のある方が製造・作成した商品等の展示即売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」等販売会の開催により、障害のある方の工賃向上と自立を推進しながら、障害に対する理解醸成と購入促進を図る。 ・働く障害者ふれあいフェスティバル <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.12.7 ～ R3.12.9</td><td>R4.9.20 ～ R4.9.22</td><td>R4.12.7 ～ R4.12.9</td><td>R5.9.13 ～ R5.9.15</td><td>R5.12.6 ～ R5.12.8</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>112人</td><td>117人</td><td>106人</td><td>151人</td><td>207人</td></tr></table> <table><tr><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5			開催日	R3.12.7 ～ R3.12.9	R4.9.20 ～ R4.9.22	R4.12.7 ～ R4.12.9	R5.9.13 ～ R5.9.15	R5.12.6 ～ R5.12.8	参加者数	112人	117人	106人	151人	207人	R6	R7					障害福祉課	【自己評価】 対面による販売会開催に加え、カタログによる非対面方式の販売会を実施する等、工夫して販売機会を確保した。県庁ロビーでの販売会では、広く周知活動を行うことにより、多くの障害者就労支援事業所が参加することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も継続してふれあいフェスティバルを開催していくとともに、県内企業等とも連携した販売機会を確保するための取組を安定的に実施することで、県民の障害のある方に配慮した消費行動促進を図る。 【今後の方向性】 □ 拡充 ■ 維持 □ 縮小 □ 廃止																								
	対象年度	R3	R4	R5																																																
開催日	R3.12.7 ～ R3.12.9	R4.9.20 ～ R4.9.22	R4.12.7 ～ R4.12.9	R5.9.13 ～ R5.9.15	R5.12.6 ～ R5.12.8																																															
参加者数	112人	117人	106人	151人	207人																																															
R6	R7																																																			
	食育・地産地消推進事業 ②	○地産地消の啓発や地産地消推進店の拡大を全県的に推進し、県産農林水産物に対する理解向上や消費・活用の促進を図る。 ・県内食関連事業者と連携した地産地消の普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>地産地消の普及啓発</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>「伝え人」の派遣</td><td>23件</td><td>32件</td><td>34件</td><td></td><td></td></tr></table> ・高校生地産地消お弁当コンテストを開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>お弁当コンテストの開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・地産地消推進店の登録店舗数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>登録店舗数</td><td>429店舗</td><td>524店舗</td><td>519店舗</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	地産地消の普及啓発	－	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	「伝え人」の派遣	23件	32件	34件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	お弁当コンテストの開催	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	登録店舗数	429店舗	524店舗	519店舗			食産業振興課	【自己評価】 M・Kプロジェクトなど、県内食産業事業者と連携した取組により、県産農林水産物の販売促進、消費拡大及び継続利用が図られた。食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣するとともに、高校生地産地消お弁当コンテストを開催することで、地産地消の意識向上と県産食材の理解促進に繋がった。地産地消推進店の登録数は5店舗減少し、合計519店舗となった。 (※M・Kプロジェクト…宮城県と麒麟ビール(株)とが協働し、宮城県産のこだわり食材を全国にPRしていく企画。) 【課題と今後の対応等】 食材王国みやぎ「伝え人」活用促進事業については、講座内容をHPやパンフレット等で情報発信する。高校生地産地消お弁当コンテストについては、各高等学校に積極的に事業内容をPRする。飲食店や小売店などの県内食産業と連携して地産地消を推進する。地産地消推進店の登録数の増加を図る。 【今後の方向性】 □ 拡充 ■ 維持 □ 縮小 □ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
地産地消の普及啓発	－	○	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
「伝え人」の派遣	23件	32件	34件																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
お弁当コンテストの開催	○	○	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
登録店舗数	429店舗	524店舗	519店舗																																																	

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																		
4 （3） 人や社会、環境へ配慮した消費行動の推進	グリーン購入 ① 入等の普及促進	○みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図る。 ・グリーン購入セミナー 地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加者数</td><td>50人</td><td>23人</td><td>29人</td><td></td><td></td></tr></table> ○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。 ・宮城県グリーン製品の認定 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定件数</td><td>36件</td><td>37件</td><td>34件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年度末現在の認定製品数</td><td>105製品</td><td>105製品</td><td>107製品</td><td></td><td></td></tr></table> ○PR事業(パネル、サンプルの展示) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>県庁内におけるパネル展示</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県産業技術総合センター一般公開への出展</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>みやぎ環境フェスタでの認定製品展示</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	1回	1回	1回			参加者数	50人	23人	29人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定件数	36件	37件	34件			年度末現在の認定製品数	105製品	105製品	107製品			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	県庁内におけるパネル展示	○	○	○			県産業技術総合センター一般公開への出展	－	－	－			みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	○	○	－			環境政策課 循環型社会推進課	【自己評価】 みやぎグリーン購入ネットワーク（みやぎGPN）と連携し、セミナーを開催した。また、グリーン製品の認定を適切に行うとともに、パネル展示等により制度や認定製品の普及啓発に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後もみやぎGPNと協働しセミナーなどの普及啓発を実施していく。また、宮城県グリーン製品認定制度や認定製品の一層の普及啓発に努めるとともに、グリーン製品の利活用を推進する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止						
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																
回数	1回	1回	1回																																																																			
参加者数	50人	23人	29人																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
認定件数	36件	37件	34件																																																																			
年度末現在の認定製品数	105製品	105製品	107製品																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
県庁内におけるパネル展示	○	○	○																																																																			
県産業技術総合センター一般公開への出展	－	－	－																																																																			
みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	○	○	－																																																																			
	みやぎの ② 3 R推進事業	○ライフステージに応じた普及啓発事業の実施やラジオスポットCM放送等の実施により、県民及び事業者に対する廃棄物等の3R(廃プラスチック対策、食品ごみの削減、廃棄物)に関する普及啓発に努める。 ・3R普及啓発イベントの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>－</td><td>R4.9.18</td><td>R5.11.3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>来場者数</td><td>－</td><td>623人</td><td>484人</td><td></td><td></td></tr></table> ・ラジオスポットCM <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>放送回数</td><td>112回</td><td>112回</td><td>112回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県HPでのCM音源の公開</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・普及啓発パネル展示の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>リサイクル推進週間(5/30～6/5)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3R推進月間(10月)</td><td>9月に実施</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・みやぎの食べきりモデル店舗認定事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定店舗数</td><td>32店舗</td><td>45店舗</td><td>42店舗</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	－	R4.9.18	R5.11.3			来場者数	－	623人	484人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	放送回数	112回	112回	112回			県HPでのCM音源の公開	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	リサイクル推進週間(5/30～6/5)	○	○	○			3R推進月間(10月)	9月に実施	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定店舗数	32店舗	45店舗	42店舗			循環型社会推進課	【自己評価】 例年実施しているラジオスポットCMの放送やパネル展示に加え、11月に開催した啓発イベントでは、多くの県民に3Rの啓発活動を実施することができた。 また、食品ロス削減については、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」から11月3日にブース出展した「2023ふるさと名取秋まつり」までフードドライブを実施し、県民の食品ロスに対する関心を高めることができた。 【課題と今後の対応等】 令和3年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」を推進するために、令和3年度に策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」や、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法も踏まえ、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を重点とした3Rについて、より多くの県民が取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
開催日	－	R4.9.18	R5.11.3																																																																			
来場者数	－	623人	484人																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
放送回数	112回	112回	112回																																																																			
県HPでのCM音源の公開	○	○	○																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
リサイクル推進週間(5/30～6/5)	○	○	○																																																																			
3R推進月間(10月)	9月に実施	○	○																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																	
認定店舗数	32店舗	45店舗	42店舗																																																																			
		重点推進項目	4																																																																			

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																														
（３）環境へ配慮した消費行動の推進 4人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	③各種認証取得等支援事業	○漁業認証（ASC/MSC/MEL/CoC認証）や森林認証（FSC認証）の取得を支援することにより、持続可能な森林管理や強い漁業経営体の育成を図る。 ・漁業認証 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ASC認証</td><td>－</td><td>1件</td><td>2件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>MSC認証</td><td>2件</td><td>2件</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>MEL認証</td><td>－</td><td>1件</td><td>2件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>CoC認証</td><td>1件</td><td>1件</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ASC認証	－	1件	2件			MSC認証	2件	2件	－			MEL認証	－	1件	2件			CoC認証	1件	1件	－			水産業基盤整備課	【自己評価】 事業についての問合せに対応。各業者に対して本事業が適用可能か回答し、計４件の補助を行った。 【課題と今後の対応等】 認証需要の向上から、年々相談・申請数が増えているので、補助事業の周知、予算の確保に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
ASC認証	－	1件	2件																															
MSC認証	2件	2件	－																															
MEL認証	－	1件	2件																															
CoC認証	1件	1件	－																															
	・森林認証 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>FSC認証</td><td>13,330</td><td>13,325</td><td>11,975</td><td></td><td></td></tr></table> 単位：ヘクタール	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	FSC認証	13,330	13,325	11,975			林業振興課	【自己評価】 森林認証制度への理解を深めるため森林認証取得に意欲のある市町村との意見交換を実施したが、新たな取得までには至らなかった。 【課題と今後の対応等】 森林認証の取得によるインセンティブを認識しづらいことから、森林認証材製品のPRやFM・CoC認証の認知度拡大により、認証材の普及促進に取り組む。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
FSC認証	13,330	13,325	11,975																															
		重点推進項目	4																															
（４）環境に配慮した消費行動の推進 ①環境に配慮した地域づくりの推進	すばらしいみやぎを創る運動推進事業	○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「すばらしいみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。 ・みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>応募者数</td><td>13団体</td><td>17団体</td><td>20団体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受賞者数</td><td>7団体</td><td>7団体</td><td>7団体</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	応募者数	13団体	17団体	20団体			受賞者数	7団体	7団体	7団体			共同参画社会推進課	【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクールや美しい生活環境を創る運動の実施などにより、環境に配慮した地域づくりの機運を醸成し、定着を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 様々な媒体を活用してコンクールのPRを行っているが、例年、応募地域に偏りが見受けられることから、面的な拡がりへと発展するように地域との連携を強化していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止												
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
応募者数	13団体	17団体	20団体																															
受賞者数	7団体	7団体	7団体																															
・美しい生活環境を創る運動 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布</td><td>5,000袋</td><td>5,600袋</td><td>7,800袋</td><td></td><td></td></tr><tr><td>配布先数</td><td>20団体</td><td>33団体</td><td>29団体</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	5,000袋	5,600袋	7,800袋			配布先数	20団体	33団体	29団体																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	5,000袋	5,600袋	7,800袋																															
配布先数	20団体	33団体	29団体																															
		・身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援 県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>助成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	助成	○	○	○																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
助成	○	○	○																															
		・省資源・省エネルギー運動 夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>資料配付</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	資料配付	○	○	○																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
資料配付	○	○	○																															
		重点推進項目	4																															

宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）消費者施策別目標値達成状況

1 消費生活の安全・安心の確保

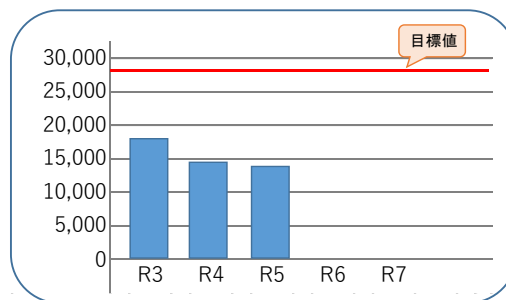
○目標値：消費生活の安全・安心の確保に向けた定期的な立入検査等

基準値(R1)	目標値(R7)
約28,000件	同水準

達成状況

R3年度に法改正があり件数の計上方法等が従前から変更になったものがあることなどから未達成。引き続き立入検査で一定の抑止効果を維持しながらも、事業者の自主的な行動によっても安全・安心が図られるよう、指導や啓発も実施していく。

年度	件数
R3	17,974
R4	14,825
R5	13,986
R6	
R7	



2 自立した消費者の育成

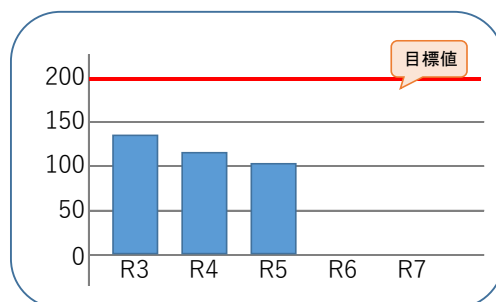
○目標値：消費生活サポーターの認定数（個人・団体）

基準値(R1)	目標値(R7)
168	200

達成状況

R5年度は、サポーター新規登録のために必要な養成講座を開講できず、認定数が目標値を下回った。R6年度は養成講座開講に向けて調整中。

年度	人・団体
R3	138
R4	122
R5	104
R6	
R7	



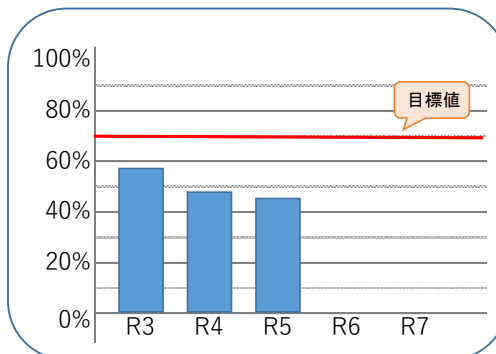
○目標値：小・中・高等・特別支援学校向け副教材の使用率

基準値(R1)	目標値(R7)
48.2% (250校/518校)	100% (518校/518校)

達成状況

R4年度に引続き、R5年度も消費者庁作成教材の配付依頼がなかったことなどから、使用率は横ばいとなった。

年度	割合
R3	57.2%
R4	47.1%
R5	45.9%
R6	
R7	



3 消費者被害の防止と救済

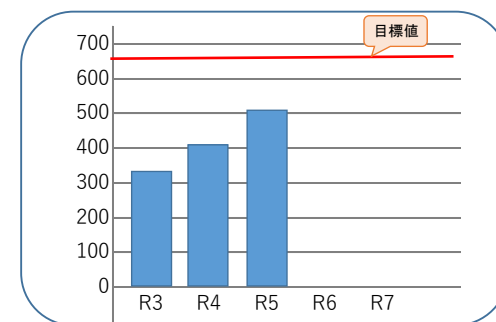
○目標値：県、市町村、その他の団体等の啓発講座の開催

基準値(R1)	目標値(R7)
100% (603回)	110% (660回)

達成状況

R5年度はR4年度に比べて約24%増加した。コロナの影響により件数が落ち込んだ後、開催回数は戻りつつあるが、基準値や目標値まで至っていない。

年度	回数
R3	332
R4	410
R5	510
R6	
R7	



○目標値：地域包括支援センターへの情報提供

基準値(R1)	目標値(R7)
50.6% (76/150か所)	100% (150/150か所)

年度	割合
R3	52.6% (79/150か所)
R4	64.4% (85/132か所)
R5	61.0% (83/136か所)

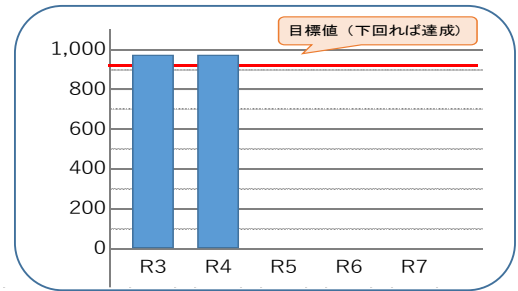
4 人や社会，環境に配慮した消費行動の推進

○目標値：県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量

基準値(H30)	目標値(R12)
930g／人・日	910g／人・日

(宮城県循環型社会形成推進計画【第2期】及び【第3期】)

年度	g／人・日
R3	976
R4	972
R5	R7公表
R6	
R7	



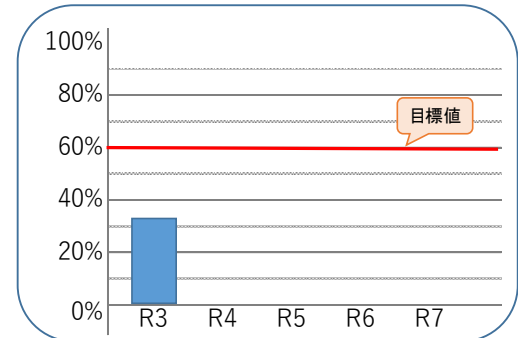
○目標値：環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを（かなり意識している・ある程度意識している）人の割合

基準値(R1)	目標値(R7)
46.2%	60.0%

(消費者意識基本調査)

消費者意識基本調査において、本調査項目はR4年度調査から削除された。(消費者庁へ確認済)

年度	割合
R3	33.0%
R4	—
R5	—
R6	
R7	



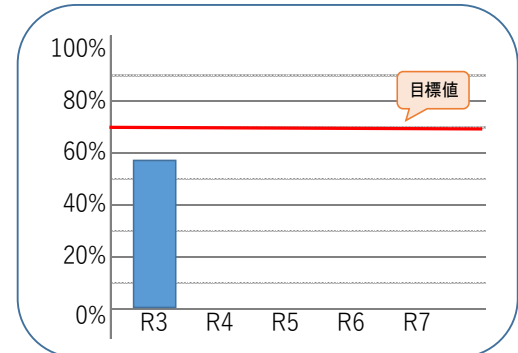
○目標値：地元産品を購入して地産地消を実践することを（かなり意識している・ある程度意識している）人の割合

基準値(R1)	目標値(R7)
57.1%	70.0%

(消費者意識基本調査)

消費者意識基本調査において、本調査項目はR4年度調査から削除された。(消費者庁へ確認済)

年度	割合
R3	57.2%
R4	—
R5	—
R6	
R7	



【宮城県教育推進計画の位置付け】

宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の消費者教育に関連する分野を具体化するための個別計画として、また、平成24年に制定された「消費者教育の推進に関する法律」第10条を踏まえて策定した。

計画の期間

令和3年度～令和7年度

消費者教育推進の基本方針

基本方針1
消費者市民社会の意義の普及・啓発

より効果的な広報媒体の活用、企業を巻き込んだ消費者教育、環境や人に配慮した消費行動の促進 等

基本方針2
成年年齢引下げを見据えた学校教育期における消費者教育の充実

消費者教育を担う教員研修の環境づくり、若年層への様々な手法を用いた啓発 等

基本方針3
消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築

被害実態を踏まえた高齢者への啓発、地域包括支援センター等の機関団体との連携強化等

基本方針4
消費者教育を担う人材等の育成

消費生活相談員や教員への研修機会の拡充、消費生活サポーターの活動の活性化 等

基本方針5
各種関係団体・機関との連携の強化

事業者団体の教育機会の確保、「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」の継続と協賛企業との連携・強化 等

計画の施策と取組状況

施策1
ライフステージ・場ごとの消費者教育

- 1 学校教育期での取組
- 2 地域での取組
- 3 家庭での取組
- 4 職域での取組

施策2
消費者教育推進に係る人材の育成

- 1 行政職員・教職員への取組
- 2 学生等への取組
- 3 地域人材への取組
- 4 事業者に対する取組

施策3
関係団体への支援・連携・協働

施策4
関連施策等との連携

- 1 環境教育
- 2 食育
- 3 法教育
- 4 金融経済教育

【学校教育期での取組】

- A 教材、事例集作成による授業支援
 - ・小・中・高校生向け副教材の作成・配布（小15,500部、中15,000部、高25,000部、電子ブック化）
- B 教員対象の消費生活に関する講座の開催
 - ・教員向け研修の中で、消費生活に関する講座を実施（13人）

【学校、地域、家庭、職域等での取組】

- C 出前講座等による教育機会の拡充
 - ・高齢者等への出前講座の開催（56回・1,019名）
 - ・学校・企業等での出前講座の開催（35回・1,054名）
 - ・学生、生徒、教員及び保護者を対象とした講師（弁護士）派遣事業の実施（11団体・1,490名）
※弁護士会協力のもと、上記講師派遣事業の内容をベースにしたDVDを作成、高校に配布
 - ・「消費者生活展」を東北電力ビルで開催し、延べ406人の来場者があった
 - ・TV、ラジオ、情報誌による情報提供（ラジオ放送延べ90回、週刊オーレ2回）
 - ・県消費生活センター公式Xで適時の情報発信及び各種SNSでの注意喚起及び消費者ホットラインの周知

【高齢者の消費者被害の防止と救済】

- D 福祉等関係者への啓発機会の充実
 - ・地域包括支援センター、訪問介護事業所 計189箇所に対して、みやぎの消費生活情報をメール配信
 - ・県庁ロビーコンサートにて来場者への啓発
- E 高齢者見守り体制の構築
 - ・社会福祉法人のイベントにおけるリーフレット等配布
 - ・見守りネットワーク推進のための市町村消費者行政担当者及び福祉部門向け説明会の開催

【行政・教職員への取組】

- F 相談体制及び相談機能の充実及び教職員の指導能力の向上
 - ・相談員を対象とした研修の実施
 - ・教員向け研修の中で、消費生活に関する講座を実施【再掲】
 - ・法律顧問、アドバイザー弁護士制度の活用（助言 81回）

【地域人材・職域への取組】

- G 消費生活サポーターの育成（R6.3月末現在 個人82人・団体22）
 - ・消費生活サポーターへの情報提供

H 自治体、関係機関、関係団体との連携

- ・関係機関・団体との連絡会議、研修の実施
- ・行政機関と仙台弁護士会、宮城県司法書士会との懇談会（9月、2月に開催）

I 適格消費者団体との連携

- ・消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書による連携（消費者市民ネットとうほく、全国消費生活相談員協会）

J 宮城県・宮城県警・河北新報社との3者連携「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」

- ・河北新報紙面を活用した啓発・広告事業、15段（全面）広告4回を含む計124回掲載

K 法教育

- ・学生、生徒、教員及び保護者を対象とした講師（弁護士）派遣事業の実施【再掲】

L 金融経済教育

- ・金融に関する消費者教育出張講座等（出張講座 85回 10,423名・講師授業派遣(小・中学校)39回 1,910名)

宮城県消費者教育推進計画(第2期)実施状況(令和5年度)

計画期間(令和3年度～令和7年度)

1 ライフステージ・場ごとの消費者教育

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																	
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	① 各学校段階に合った副教材の作成や授業支援等	○インターネットの安全利用について啓発を行う。 ・小学生向け啓発パンフレットの作成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成部数</td><td>25,000部</td><td>25,000部</td><td>25,000部</td><td></td><td></td></tr></table> ・インターネット安全講話の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座開催回数</td><td>6回</td><td>12回</td><td>23回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>出前講座参加人数</td><td>692人</td><td>427人</td><td>1,476人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成部数	25,000部	25,000部	25,000部			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座開催回数	6回	12回	23回			出前講座参加人数	692人	427人	1,476人			共同参画社会推進課	【自己評価】 県内の小学6年生を対象として啓発パンフレットを作成し、配布するとともに、学校やPTA等からの要請に応じてインターネット安全安心利用講話を実施し、インターネット安全利用についての啓発活動を行った。 【課題と今後の対応】 新型コロナウイルス感染拡大後、学校等の教育機関からの出前講座要請数が減少していたが、規制等が緩和されたことにより多くの機関から要請が行われ、今後も要請が増えることが予想されることから、より多くの関係機関に出前講座の周知を図り、実施回数を増加させていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止			
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																														
			作成部数	25,000部	25,000部	25,000部																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																	
出前講座開催回数	6回	12回	23回																																			
出前講座参加人数	692人	427人	1,476人																																			
○多くの教員が消費者教育に関わることができるようオンライン形式も含めた教員研修体制や環境整備を行う。 ・県立学校へのICT支援員の派遣 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>短期支援(2日間)</td><td>全校</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期支援(1月または2月)</td><td>6校</td><td>33校</td><td>37校</td><td></td><td></td></tr><tr><td>オンライン研修会実施回数</td><td>4回</td><td>10回</td><td>10回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	短期支援(2日間)	全校	－	－			長期支援(1月または2月)	6校	33校	37校			オンライン研修会実施回数	4回	10回	10回			教育企画室	【自己評価】 各校へICT支援員を配置し、各々の実態に応じた教職員へのICT活用に関する助言・技術助言等を通して、授業や研修等のオンライン形式での対応スキルの向上が図られた。 【課題と今後の対応】 教員全体のICT活用力の底上げに向け、ICT支援員の派遣の継続の他、ICT基礎研修のオンデマンド配信などの各種取組を行い、県域教職員へのICT活用の支援と指導力の向上を図っていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																	
短期支援(2日間)	全校	－	－																																			
長期支援(1月または2月)	6校	33校	37校																																			
オンライン研修会実施回数	4回	10回	10回																																			
○児童・生徒の個々の実態に応じたきめ細かな指導が可能となるよう社会科、家庭科、生活単元学習、作業学習等において消費者教育を支援する。 ・障害や発達段階に応じた消費者教育に関する内容を各学校の年間計画に位置づける <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ○消費生活講座による消費者教育や金銭教育を行い児童・生徒の「消費」への理解を深める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※消費生活講座の実施 ○消費生活関連のパンフレット、DVD等を活用し、児童・生徒の理解促進を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※消費生活講座の実施	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			特別支援教育課	【自己評価】 児童生徒の障害の状態や発達段階に合わせて、各学校で工夫しながら消費者教育を実践した。消費生活講座を有効に活用した学校もあった。 【課題と今後の対応等】 ・児童生徒の発達段階や実態に応じた学習を展開するための教材の開発や整理。 ・系統性のある指導を目指した指導内容の検討。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																	
実施状況	○	○	○																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																	
実施状況	○	○	○																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																	
実施状況	○	○	○																																			

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																											
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	① 各学校段階に合った副教材の作成や授業支援等	○公民科や家庭科を中心に消費者教育を促進する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※出前講座の周知。消費者教育について教員研修を実施(仙南地区)指導主事訪問や教育課程研究会等での指導及び助言 ○宮城県金融広報委員会との連携による指定校の実践事例等の普及・広報に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			高校教育課 (消費生活・文化課)	【自己評価】 (消費者教育) 成年年齢引き下げに対応した授業実践に向けて、教員に適切な情報提供を行うことができた。また、教員の指導力向上に向けた取組を実施することができ非常に良かった。 (環境学習活動) 産業廃棄物の再利用・有効利用を含めた、循環型社会に貢献できる人材の育成につながっている。また、総合的な探究の時間において、SDGsの視点を加えた探究活動を行うことにより、環境学習活動を実施した。 【課題と今後の対応等】 (消費者教育) 出前講座等の周知を続け、生徒たちが消費者トラブルに対する知識と技能を身に付けるための支援を行う。また、教員の指導力向上のための研修会についてもこれまでどおり推進していく。 (環境学習活動) 持続可能な社会の構築を目指すため、現在の取組を行っている学校の活動を充実させるだけでなく、さらに多くの学校へも環境教育の拡充を図りたい。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止			
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																								
実施状況	○	○	○																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
実施状況	○	○	○																													
○学校と連携し生徒がインターネットに起因する犯罪被害に遭わないための講話を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>講話実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(小学校)</td><td>142校</td><td>157校</td><td>185校</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(中学校)</td><td>155校</td><td>138校</td><td>173校</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(高等学校)</td><td>65校</td><td>68校</td><td>70校</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講話実施	○	○	○			(小学校)	142校	157校	185校			(中学校)	155校	138校	173校			(高等学校)	65校	68校	70校			県警少年課	【自己評価】 県内の小学校、中学校、高等学校において、児童、生徒、保護者、教員を対象に、警察で取り扱うインターネット利用犯罪の現状、被害防止対策、フィルタリングの設定、安全利用のルールなど、情報モラル向上に向けた活動を実施した。 非行防止教室における児童生徒への呼び掛けのほか、保護者に対しても注意喚起を行うことで、家族ぐるみによる意識の向上が図られている。 また、通信事業者との協同によるインターネット安全利用教室の開催により、効果的な広報啓発を行っている。 【課題と今後の対応等】 SNS等の利用を通じて少年が児童買春等の福祉を害する犯罪の被害に遭っている現状にある。 また、インターネット上には様々なサイトに多様な方法で「犯罪実行者募集」の情報が掲載されており、その危険性・重大性を認識することなく少年がアルバイト感覚で犯罪に加担する危険性が依然としてあり、最近ではSNS型投資詐欺やロマンス詐欺が急増するなど犯罪の特徴や手口の変化も激しいことから、児童生徒が将来的に犯罪に加担しない、被害に遭わないよう学校との連携により各種施策を実施する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
講話実施	○	○	○																													
(小学校)	142校	157校	185校																													
(中学校)	155校	138校	173校																													
(高等学校)	65校	68校	70校																													

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																																								
2	自立した消費者の育成	① (1) ライフステージ・場ごとの消費者教育 各学校段階に合った副教材の作成や授業支援等	○幼稚園、小学校、中学校、高等学校から金融教育研究校及び金銭教育研究校を委嘱し、公開授業や教員による研究発表の取り組みを通じ、金融教育の普及促進を図る。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> 気仙沼市立大谷幼稚園、川崎町立富岡幼稚園、大和町立鶴巣小学校 栗原市立栗駒中学校、宮城県石巻高等学校、宮城県鹿島台商業高等学校 ○社会科や家庭科等の授業を通じて、児童生徒の実態や発達段階に応じた適切な消費者教育を推進する。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○関係機関と連携しながら、将来の社会を担う主権者として必要な知識・技能を段階的・系統的に身に付けられるようにする。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(内容)</td><td>租税教室</td><td>租税教室</td><td>租税教室</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(開催校数)</td><td>299校</td><td>333校</td><td>331校</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(参加人数)</td><td>17,047人</td><td>19,170人</td><td>19,020人</td><td></td><td></td></tr> </table> ○消費生活関連のパンフレットやDVDの配布・貸出、動画の配信など、理解しやすい教材や啓発ツールで理解促進を図る。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>パンフレット作成部数</td><td>59,000部</td><td>60,000部</td><td>-</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>パンフレット作成種類</td><td>3種類</td><td>3種類</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 租税教育推進協議会では小6・中3用として学習資料を作成・配布した。 ○県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに若者がアクセスしやすい啓発ツールの活用に取り組み、注意喚起や情報提供を行う。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>ホームページでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジオ広報</td><td>51件</td><td>144件</td><td>90回</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>情報誌(オーレ)</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SNSでの情報発信</td><td>10回</td><td>15回</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>YouTubeでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr> </table> ○幼児事故の未然防止に関する啓発や消費者教育を取り入れた消費生活講座(出前講座等)を行うほか、乳幼児の事故に関する注意喚起情報等をホームページや情報誌で発信する。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ※ホームページで注意喚起	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			(内容)	租税教室	租税教室	租税教室			(開催校数)	299校	333校	331校			(参加人数)	17,047人	19,170人	19,020人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	パンフレット作成部数	59,000部	60,000部	-			パンフレット作成種類	3種類	3種類				対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページでの情報発信	○	○	○			ラジオ広報	51件	144件	90回			情報誌(オーレ)	4回	3回	2回			SNSでの情報発信	10回	15回	CM			YouTubeでの情報発信	○	○	CM			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			消費生活・文化課 (金融広報委員会) (義務教育課)	【自己評価】 (金融教育) ・宮城県金融広報委員会と連携し、研究校における金融教育の取組を公開授業や研究発表を通じて公表することで、金融教育の普及に努めた。 (消費者教育) ・学習指導要領では、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成が求められており、消費者教育を社会科・家庭科等を中心に教育課程に位置付けて指導が進められている。 ・指導主事学校訪問等の機会に、児童生徒の実態や発達の段階に応じた適切な消費者教育が実施されるように、働き掛けている。また、具体的な指導の場面で指導助言の充実に努めている。 ・宮城県教育委員会が県内全ての幼稚園・小中学校・高等学校に配布している「学校教育の方針と重点」に、主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)として指導の重点を示している。 (租税教育) ・宮城県教育委員会が県内全ての幼稚園・小中学校・高等学校に配布している「学校教育の方針と重点」に、主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)として指導の重点を示している。 ・宮城県租税教育推進協議会と連携し、より効果的な租税教育を推進し、主権者意識を育てるために、小学校6年生・中学校3年生に協議会が作成した「税に関する学習資料」を配布したほか、租税教室を実施した。 【課題と今後の対応等】 ・主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)の充実のために、優れた教材の開発や、外部人材の活用、関係機関との連携強化を図るとともに、指導の効果を上げるための研修の充実を図る。 ・成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえた指導の充実を図る。 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																																																																										
(内容)	租税教室	租税教室	租税教室																																																																																																																										
(開催校数)	299校	333校	331校																																																																																																																										
(参加人数)	17,047人	19,170人	19,020人																																																																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
パンフレット作成部数	59,000部	60,000部	-																																																																																																																										
パンフレット作成種類	3種類	3種類																																																																																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
ホームページでの情報発信	○	○	○																																																																																																																										
ラジオ広報	51件	144件	90回																																																																																																																										
情報誌(オーレ)	4回	3回	2回																																																																																																																										
SNSでの情報発信	10回	15回	CM																																																																																																																										
YouTubeでの情報発信	○	○	CM																																																																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																																																																										

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																							
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	① 各学校段階に合った副教材の作成や授業支援等	○「学生サポーター」の認定を行い、啓発活動を通じて自立した消費者としての地域を身につけられるよう支援する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>学生サポーター認定状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ○入学時等におけるガイダンスの場を利用した消費者教育に加え、学生自身が消費者問題を主体的に学習できるよう配慮し、カリキュラムへの導入を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	学生サポーター認定状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 大学訪問などによる学生サポーターの周知活動や入学時ガイダンス時での周知を行うことができなかった。 【課題と今後の対応】 学生サポーターの認定のための準備を行うほか、入学時ガイダンスでのパンフレット配布等のため、各種大学等との連携を行う。 【今後の方向性】 ■拡充 □維持 □縮小 □廃止																																															
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
		学生サポーター認定状況	—	—	—																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
実施状況	—	—	—																																																																									
② 地域の見守り体制の構築と関係機関連携による啓発等	○地域における消費者教育を推進する。 ・地域安全教室講師派遣事業の実施(特殊詐欺被害防止) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>教室実施回数</td><td>1回</td><td>2回</td><td>10回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教室参加人数</td><td>26人</td><td>31人</td><td>540人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	教室実施回数	1回	2回	10回			教室参加人数	26人	31人	540人			共同参画社会推進課	【自己評価】 地域の高齢者が集まる会合のほか、企業研修会においても講師派遣を行い、特殊詐欺被害防止について、より多くの県民に注意喚起することができた。 【課題と今後の対応】 新たな手口により、幅広い世代に対して高額な被害が発生していることから、具体的にわかりやすく、その手口や対応策等について周知を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
教室実施回数	1回	2回	10回																																																																									
教室参加人数	26人	31人	540人																																																																									
		○地域における消費者教育を推進する。 ・高齢者虐待に関する資料の作成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・高齢者虐待対策機能強化業務(相談窓口の設置) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>49件</td><td>148件</td><td>113件</td><td></td><td></td></tr></table> ・高齢者権利擁護推進研修会の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修会実施回数</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>研修会参加人数</td><td>377人</td><td>244人</td><td>423人</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費生活講座(出前講座)の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修会実施回数</td><td>37回</td><td>30回</td><td>56回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>研修会参加人数</td><td>717人</td><td>689人</td><td>1,019人</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費者安全確保地域協議会の設置を促進 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	49件	148件	113件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修会実施回数	4回	4回	4回			研修会参加人数	377人	244人	423人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修会実施回数	37回	30回	56回			研修会参加人数	717人	689人	1,019人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	○			長寿社会政策課 (消費生活文化課)	【自己評価】 市町村職員及び介護保険施設の介護職員向けに、高齢者権利擁護をテーマとする研修会を開催し、権利擁護の重要性を周知した。さらに、相談窓口を設置し、高齢者虐待対応等の相談に応じることで、高齢者権利擁護の取組を推進した。 消費者安全確保地域協議会設置促進のため、市町村消費者行政担当者及び福祉部門担当者を集め、同協議会の必要性や設置の流れを説明した。 【課題と今後の対応】 今後、単身高齢者世帯の増加に伴い、消費者トラブルの更なる増加や深刻化を招く恐れがあることから、引き続き高齢者の権利擁護を行う団体との連携強化に努める。 引き続き県内市町村に対して、消費者安全確保地域協議会の設置促進に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
実施状況	—	—	○																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
相談件数	49件	148件	113件																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
研修会実施回数	4回	4回	4回																																																																									
研修会参加人数	377人	244人	423人																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
研修会実施回数	37回	30回	56回																																																																									
研修会参加人数	717人	689人	1,019人																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																							
実施状況	—	—	○																																																																									

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																					
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	② 地域の見守り体制の構築と関係機関連携による啓発等	○高齢者や障がい者の権利擁護を行う団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を展開する。 ・障がい者でんわ相談室の開設 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>1,111件</td><td>1,255件</td><td>1,398件</td><td></td><td></td></tr></table> ○市町村の行う障がい者相談支援事業における消費者教育を支援する。 ・障がい者相談支援従事者研修の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修会開催回数</td><td>4回</td><td>3回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(初任者研修)</td><td>84人</td><td>83人</td><td>87人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(現任研修)</td><td>64人</td><td>64人</td><td>86人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(主任研修)</td><td>13人</td><td>—</td><td>11人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(専門コース研修)</td><td>14人</td><td>27人</td><td>25人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	1,111件	1,255件	1,398件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修会開催回数	4回	3回	4回			(初任者研修)	84人	83人	87人			(現任研修)	64人	64人	86人			(主任研修)	13人	—	11人			(専門コース研修)	14人	27人	25人			障害福祉課	【自己評価】 (電話相談室) 相談窓口を年間292日開設し、1,398件の電話があった。うち、精神障害者からの相談が約7割であり、不安感、人間関係、生活や就労等の多岐にわたる相談が寄せられた。身近に相談できる場所として繰り返し相談する方もおり、相談者に寄り添った対応を心がけた。状況に応じて地域の相談窓口や専門機関を紹介するなど十分な対応ができた。 (研修) 障害者相談支援事業に従事する専門職の資格取得及び資質向上に関する研修を実施し、障害者とその家族が安心して地域社会で生活するための相談支援体制の強化に寄与した。 【課題と今後の対応等】 (電話相談室) 従来同様専門機関との連携を図りながら様々な障害への理解や福祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。 (研修) 専門機関との連携を図りながら様々な障害への理解や福祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																					
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
相談件数	1,111件	1,255件	1,398件																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
研修会開催回数	4回	3回	4回																																																																							
(初任者研修)	84人	83人	87人																																																																							
(現任研修)	64人	64人	86人																																																																							
(主任研修)	13人	—	11人																																																																							
(専門コース研修)	14人	27人	25人																																																																							
○地域における消費者教育を推進する。 ・高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺の手口周知と被害防止対策について、テレビコマーシャルを製作・放送し注意喚起する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※テレビコマーシャルを民法4局で220回放映 ・特殊詐欺犯人グループから押収した名簿登載者に対し広報啓発用はがきを郵送し注意喚起する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※R5年は、警察官による戸別訪問 3,325件実施(はがきの郵送なし) ・特殊詐欺電話撃退装置整備費用の1/2を補助する事業の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>補助件数</td><td>241件</td><td>327件</td><td>988件</td><td></td><td></td></tr></table> ・防犯ボランティアや高齢者関係団体等と連携し特殊詐欺被害防止の広報啓発活動を実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※特殊詐欺被害防止広報キャンペーンを179回実施 ・新聞紙面広報や、テレビ・ラジオ等を活用した特殊詐欺被害防止の広報啓発活動を実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>151回</td><td>143回</td><td>126回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>テレビCM</td><td>67回</td><td>98回</td><td>220回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラジオ広報</td><td>2回</td><td>6回</td><td>37回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	補助件数	241件	327件	988件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	新聞広告	151回	143回	126回			テレビCM	67回	98回	220回			ラジオ広報	2回	6回	37回			県警生活安全企画課	【自己評価】 防犯団体、金融機関等の関係機関と連携したキャンペーン、各警察署で高齢者対象の防犯講話、テレビコマーシャルや警察官の戸別訪問による注意喚起など、高齢者に対する特殊詐欺被害防止広報を展開した。 特殊詐欺被害の多くが犯人から自宅の固定電話機への架電がきっかけとなっているため、県内各警察署で特殊詐欺電話撃退装置を運用し、県民に貸出をした。また、令和3年度から特殊詐欺電話撃退装置を購入した県民に対する購入費補助事業を開始し、令和4年度からは補助対象機器に特殊詐欺電話撃退装置と同等の機能有する固定電話機も補助の対象とし、補助予定件数を300件(令和4年度)から900件(令和5年度)に拡充し、県民に対する固定電話対策の更なる推進を図った。 【課題と今後の対応等】 令和5年中の特殊詐欺認知件数は352件(前年比29件増)、被害金額約9億7,278万円(前年比約4億6,892万円増)となり、前年よりも被害が増加した。高齢者への注意喚起のため、継続した特殊詐欺被害防止広報、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した特殊詐欺被害水際対策を推進する。また、令和6年度も特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付事業を実施する(補助予定件数900件)ことから、県民の固定電話対策をさらに推進する。
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
実施状況	○	○	○																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
実施状況	○	○	○																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
補助件数	241件	327件	988件																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
実施状況	○	○	○																																																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																					
新聞広告	151回	143回	126回																																																																							
テレビCM	67回	98回	220回																																																																							
ラジオ広報	2回	6回	37回																																																																							

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																															
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	② 地域の見守り体制の構築と関係機関連携による啓発等	・特殊詐欺被害防止の広報啓発用チラシを作成し、広報啓発活動を実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 広報啓発用チラシを作成、活用した (A4サイズ1万5,000枚、A6サイズ13万5,000枚) ・各警察署で高齢者を対象とした広報啓発活動を実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座実施回数</td><td>66回</td><td>144回</td><td>493回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座実施回数	66回	144回	493回				【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																																							
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
			実施状況	○	○	○																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
出前講座実施回数	66回	144回	493回																																																																	
○消費者月間に合わせラジオ放送により悪質商法、消費者トラブル等に関する注意喚起、啓発を行う。 ・ラジオ広報 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>3回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr></table> ・ケーブルテレビ広報 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>0回</td><td>0回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	3回	3回	2回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	0回	0回	1回			県警生活環境課	【自己評価】 各広報において、「悪質商法の被害に遭わないために」をテーマに、多数の相談が寄せられている「押し買い商法」や「点検商法」に関して広報を行うと共に、高齢者の被害が多いことを説明し、その注意を喚起するなど、幅広い広報を展開した。 【課題と今後の対応】 悪質商法の被害は、その時々々の社会の情勢に応じて、手口を多種多様に变化させながら発生することから、引き続きラジオ広報などを通じて、広報啓発活動を推進する必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
実施状況	3回	3回	2回																																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
実施状況	0回	0回	1回																																																																	
○消費者教育を継続的に受けられるよう、「消費生活展」などのイベントや町内会等の求めに応じて、出前講座等を実施する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座実施回数</td><td>64回</td><td>59回</td><td>25回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消費生活展</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ○警察等と連携した街頭啓発や報道機関と連携した広報、消費生活サポーター等を活用して、特殊詐欺被害の抑止を図る。 ・「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr></table> ○県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに、SNSなどを活用し、注意喚起や情報提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ホームページでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラジオ広報</td><td>51件</td><td>144件</td><td>90回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報誌(オーレ)</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>SNSでの情報発信</td><td>10回</td><td>15回</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr><tr><td>YouTubeでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座実施回数	64回	59回	25回			消費生活展	○	—	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	4回	4回	4回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページでの情報発信	○	○	○			ラジオ広報	51件	144件	90回			情報誌(オーレ)	4回	3回	2回			SNSでの情報発信	10回	15回	CM			YouTubeでの情報発信	○	○	CM			消費生活・文化課	【自己評価】 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、出前講座の回数が増加し、消費生活展も開催することができ、幅広く啓発活動を実施することができた。 また、令和5年度は、啓発動画を作成し、TVや各種SNSを用いて多くの年代、特に若年層や高齢者層に啓発をすることができた。 【課題と今後の対応】 出前講座は、主に高齢者層からの依頼が主であり、現役世代への出前講座の実施回数が少ない。現役世代においても副業トラブル等が依然として多いため、現役世代に対するアプローチが必要となる。 また、メディアを活用した周知により、今後も消費者ホットライン188や悪質商法等の消費者トラブル防止の啓発活動を継続していく必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
出前講座実施回数	64回	59回	25回																																																																	
消費生活展	○	—	○																																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
実施状況	4回	4回	4回																																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																															
ホームページでの情報発信	○	○	○																																																																	
ラジオ広報	51件	144件	90回																																																																	
情報誌(オーレ)	4回	3回	2回																																																																	
SNSでの情報発信	10回	15回	CM																																																																	
YouTubeでの情報発信	○	○	CM																																																																	

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																		
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	③ PTA活動や学校行事等との連携等	○県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに、SNSなどを活用し、注意喚起や情報提供を行う。【再掲】 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>ホームページでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラジオ広報</td><td>51件</td><td>144件</td><td>90回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報誌(オーレ)</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>SNSでの情報発信</td><td>10回</td><td>15回</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr><tr><td>YouTubeでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr></table> ○学校等の行事に講師を派遣し(出前講座)、若者向けに様々な消費トラブルに関する情報提供を行う。 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>出前講座実施回数</td><td>6回</td><td>6回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>出前講座参加人数</td><td>441人</td><td>335人</td><td>363人</td><td></td><td></td></tr></table> ○金融広報委員会や関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、一般県民等を対象とした講演会を開催する。 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページでの情報発信	○	○	○			ラジオ広報	51件	144件	90回			情報誌(オーレ)	4回	3回	2回			SNSでの情報発信	10回	15回	CM			YouTubeでの情報発信	○	○	CM			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座実施回数	6回	6回	4回			出前講座参加人数	441人	335人	363人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			消費生活・文化課 (金融広報委員会)	【自己評価】 SNS等の若年層にリーチしやすいメディアを活用した普及啓発を行うことで、若年層に対する効果的な普及啓発を実施することができた。 金融・経済講演会は、県内各地において対象者に合わせたテーマで計5回開催した。計651人の参加があり、金融経済の知識を普及できた。 【課題と今後の対応】 各種メディアを活用するとともに各種イベント等の人が集まる場所での普及啓発を実施していく。 引き続き宮城県金融広報委員会や関係団体と連携し、金融経済知識の普及に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																
ホームページでの情報発信	○	○	○																																																																				
ラジオ広報	51件	144件	90回																																																																				
情報誌(オーレ)	4回	3回	2回																																																																				
SNSでの情報発信	10回	15回	CM																																																																				
YouTubeでの情報発信	○	○	CM																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
出前講座実施回数	6回	6回	4回																																																																				
出前講座参加人数	441人	335人	363人																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
実施状況	○	○	○																																																																				
④ 企業の従業員に対する消費者教育への支援等	○サイバー犯罪被害防止のため、企業や関係機関、団体等を対象としたサイバーセキュリティ講演を開催する。 ・サイバーセキュリティ講演の実施 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>講演実施回数</td><td>23回</td><td>48回</td><td>44回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講演参加人数</td><td>756人</td><td>1,543人</td><td>2,208人</td><td></td><td></td></tr></table> ○サイバー空間における脅威等について理解を促すため、サイバー犯罪被害防止をテーマとした講話を行う。 ・サイバー犯罪防止に関する講和 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>講演実施回数</td><td>263回</td><td>291回</td><td>497回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講演参加人数</td><td>56,996人</td><td>53,840人</td><td>88,204人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講演実施回数	23回	48回	44回			講演参加人数	756人	1,543人	2,208人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講演実施回数	263回	291回	497回			講演参加人数	56,996人	53,840人	88,204人			県警サイバー犯罪対策課	【自己評価】 宮城県サイバーセキュリティ協議会を活用した情報発信・共有、ラジオ広報及び警察署との連携による講演等を実施し、県民のサイバーセキュリティ意識の向上を図ることができた。 また、中小企業向け講話を実施し、中小企業のサイバーセキュリティ意識の向上を図ることができた。 【課題と今後の対応】 新たな手口のサイバー犯罪が発生していることから、これまでの広報媒体に加えて新たにSNSを活用した広報を実施し、消費者のサイバーセキュリティ意識の向上を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
講演実施回数	23回	48回	44回																																																																				
講演参加人数	756人	1,543人	2,208人																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
講演実施回数	263回	291回	497回																																																																				
講演参加人数	56,996人	53,840人	88,204人																																																																				

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等												
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	④ 企業の従業員に対する消費者教育への支援等	○事業者主催の会合等を活用して出前講座を行い、消費者トラブルに関する情報提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	○			消費生活・文化課	【自己評価】 令和5年度は、事業者団体からの依頼に基づき、3事業者団体に対して、消費生活相談員を派遣し、出前講座を実施した。 【課題と今後の対応】 社会人向けの消費者教育講座を実施する機会が少ないため、関係機関と連携して、実施回数の増加を図る。 【今後の方向性】 ■拡充 □維持 □縮小 □廃止
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7									
実施状況	—	—	○														
○ 消費者教育を実効性のあるものとして推進する。 ・SDGs普及啓発研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 宮城県のSDGsの取組に関する出前講座を実施	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	○	○			総合政策課	【自己評価】 令和4年度から、出前講座として新たにメニューに加えた「宮城県のSDGsの取組」について、申請のあった団体向けに講演を行い、SDGsに関する基礎知識や事例を説明するとともに、SDGs推進の機運醸成を図った。 【課題と今後の対応等】 日本全体でSDGs推進に向けた機運が高まる中、県内企業においてもSDGsに関する認知度の向上や取組の実施が進んでいる。 今後も引き続き、出前講座を通じてSDGsの効果的な普及啓発を図っていくとともに、SDGsと対象業界の関連付けなど、SDGsを取り入れた具体的な取組につながるよう講演内容等の検討・見直しを行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
実施状況	—	○	○														

2 消費者教育推進に係る人材等の育成

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																			
2 自立した消費者の育成	(2) 消費者教育推進に係る人材等の育成	① 消費生活相談員や学校教職員に対する研修の充実等	○多くの教職員が消費者教育に関わることができるようオンライン形式も含めた研修体制や環境整備を行い、教育の機会を確保する。 ・県立学校へのICT支援員の派遣 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>短期支援(2日間)</td><td>全校</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期支援(1月または2月)</td><td>6校</td><td>33校</td><td>37校</td><td></td><td></td></tr><tr><td>オンライン研修会実施回数</td><td>4回</td><td>10回</td><td>10回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	短期支援(2日間)	全校	-	-			長期支援(1月または2月)	6校	33校	37校			オンライン研修会実施回数	4回	10回	10回			教育企画室	【自己評価】 各校へICT支援員を配置し、各々の実態に応じた教職員へのICT利活用に関する助言・技術助言等を通して、授業や研修等のオンライン形式での対応スキルの向上が図られた。 【課題と今後の対応】 教員全体のICT活用力の底上げに向け、ICT支援員の派遣の継続の他、ICT基礎研修のオンデマンド配信などの各種取組を行い、県域教職員へのICT活用の支援と指導力の向上を図っていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																											
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
			短期支援(2日間)	全校	-	-																																																		
長期支援(1月または2月)	6校	33校	37校																																																					
オンライン研修会実施回数	4回	10回	10回																																																					
○学校教職員に対する研修の充実及びセミナー等の開催により人材の育成を推進する。 ・教員向け研修に消費生活に関する講座の開設 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>講座実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(小学校)</td><td>193人</td><td>5人</td><td>214人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(中学校)</td><td>127人</td><td>18人</td><td>127人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(特別支援学校 小・中)</td><td>25人</td><td>5人</td><td>14人</td><td></td><td></td></tr></table> ※家庭科研修会において、NITSの校内研修シリーズ「消費者教育」の視聴を必須とした。(39人) ※小学校初任者研修(3年目)(年1回・10月)212名 中学校初任者研修(3年目)(年1回・10月)124名 特別支援学校初任者研修(3年目)(小・中)(年1回・10月)14名 ※家庭科研修会(共通コース)において、「消費生活・環境～SDGsを踏まえた授業づくり～」をテーマとした授業参観及び協議を行った。 (年1回・10月)小2名、中3名、高校5名 ・総合教育研修センターで実施する研修会に消費者教育に関する分野の講師を派遣 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>講座実施</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(高等学校)</td><td>76人</td><td></td><td>93人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(特別支援学校 高)</td><td>14人</td><td></td><td>7人</td><td></td><td></td></tr></table> ※高等学校初任者研修(3年目)(年1回・10月)93名 特別支援学校初任者研修(3年目)(高)(年1回・10月)7名	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講座実施	○	○	○			(小学校)	193人	5人	214人			(中学校)	127人	18人	127人			(特別支援学校 小・中)	25人	5人	14人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講座実施	○	—	○			(高等学校)	76人		93人			(特別支援学校 高)	14人		7人			教職員課	【自己評価】 教員自身が成年年齢の引き下げによる影響について理解することで、児童生徒に対して、何を伝えなければならないかを考える研修内容となった。特に高等学校の場合、在学中に成年年齢を迎える生徒もあり、社会経験や判断が乏しい生徒たちであっても、法律上は大人として見られるようになるため、今以上に大人たちの日頃からの声かけや教育が大切になることを学ぶことができた。 【課題と今後の対応等】 教科指導だけでなく、さまざまな指導場面において消費者教育が関わってくることを理解を図る必要があるため、指定研修に位置付け、より一層の啓発が求められる。 【今後の方向性】 消費者教育の推進を図るため、研修を継続していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
講座実施	○	○	○																																																					
(小学校)	193人	5人	214人																																																					
(中学校)	127人	18人	127人																																																					
(特別支援学校 小・中)	25人	5人	14人																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
講座実施	○	—	○																																																					
(高等学校)	76人		93人																																																					
(特別支援学校 高)	14人		7人																																																					
○各地区における教育課程協議会において、幼稚園・小・中学校の教職員に対する主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)について協議し、指導の充実を図る。 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>協議会開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">(教育課程協議会)</td><td>小社88人</td><td>小社110人</td><td>小社144人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小家57人</td><td>小家69人</td><td>小家77人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中社74人</td><td>中社103人</td><td>中社128人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中家28人</td><td>中家24人</td><td>中家31人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(幼稚園教育課程協議会)</td><td>159人</td><td>294人</td><td>223人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	協議会開催	○	○	○			(教育課程協議会)	小社88人	小社110人	小社144人			小家57人	小家69人	小家77人			中社74人	中社103人	中社128人			中家28人	中家24人	中家31人			(幼稚園教育課程協議会)	159人	294人	223人			義務教育課(消費生活・文化課)	【自己評価】 各地区において教育課程協議会を実施し、社会科・家庭科を中心に学習指導要領に基づき主権者教育等を含めた各教科の指導の在り方について協議を行った。 協議会の中で、主権者教育や消費者教育に触れ、指導の充実を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、引き続き幼・小・中・高の発達段階に応じた適切な指導の充実を図る。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
協議会開催	○	○	○																																																					
(教育課程協議会)	小社88人	小社110人	小社144人																																																					
	小家57人	小家69人	小家77人																																																					
	中社74人	中社103人	中社128人																																																					
	中家28人	中家24人	中家31人																																																					
(幼稚園教育課程協議会)	159人	294人	223人																																																					

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																							
2 自立した消費者の育成	(2) 消費者教育推進に係る人材等の育成	① 消費生活相談員や学校教職員に対する研修の充実等	○消費生活講座の実施や消費者教育の情報提供により保護者への啓発を図る。 ・消費者教育に関する職員研修 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・消費生活講座 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			特別支援教育課	【自己評価】 消費者教育の指導の様子については、お便りや連絡帳、ウェブページ等を通じて保護者への発信を行い啓発を図った。 【課題と今後の対応等】 児童生徒の実態に応じた消費者教育の在り方や、児童生徒が学んだことを実社会で生かせるような指導を探る。その中で、消費生活講座の有効な活用を検討していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止															
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
			実施状況	—	—	—																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
実施状況	○	○	○																																									
○成年年齢引き下げに伴う消費者教育推進の留意事項について各校に周知し教育課程の適切な実施を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※出前講座の周知。消費者教育について教員研修を実施 ○宮城県金融広報委員会との連携による指定校の実践事例等の普及・広報に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> (※金融経済教育研究校…生徒、児童、幼児の発達段階に応じた金融経済教育の研究・実践に取り組む学校等。令和6年度から、金銭(金融)教育研究校が名称変更になったもの。)	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			高校教育課 消費生活・文化課	【自己評価】 成年年齢引き下げに対応した授業実践に向けて、教員に適切な情報提供を行うことができた。また、教員の指導力向上に向けた取組を実践することができ非常に良かった。 宮城県金融広報委員会と連携し、研究校が行う公開授業や研究発表の広報に努めた。そのほか、教職員の指導力向上を目的に、教員研修会を開催した。 【課題と今後の対応等】 出前講座等の周知を続け、生徒たちが消費者トラブルに対する知識と技術を身に付けるための支援を行う。また、教員の指導力向上のための研修会についてもこれまでどおり推進していく。 引き続き宮城県金融広報委員会と連携し、当委員会が指定する「金融経済教育研究校」の実践事例の普及・広報に務める。併せて教職員の指導力向上に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
実施状況	○	○	○																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
実施状況	○	○	○																																									
○消費生活相談員の資質向上を図るため、研修の機会確保に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修受講状況</td><td>41人</td><td>33人</td><td>33人</td><td></td><td></td></tr></table> ○行政機関、言語司会、司法書士会と連携した研修会を実施する。 ・アドバイザー弁護士事例検討会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr></table> ○教育庁や関係団体と連携しながら、指導力向上のための実践的なセミナー等を開催する。 ・教員対象消費者講座 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講座受講状況</td><td>11人</td><td></td><td>13人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修受講状況	41人	33人	33人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	4回	4回	4回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	—	○			講座受講状況	11人		13人			消費生活・文化課 (高校教育課)	【自己評価】 教員対象消費者講座の開催も含め、消費生活相談員については、多岐に渡るテーマの研修会へ派遣することができた。また、アドバイザー弁護士制度事例検討会を通じて、県内市町村の消費生活相談員のレベルアップを図った。 【課題と今後の対応】 日々変化する消費者トラブルに対応するため、継続して研修の機会を確保するほか、関係機関と連携した研修会開催についても開催する。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
研修受講状況	41人	33人	33人																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
実施状況	4回	4回	4回																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																							
実施状況	○	—	○																																									
講座受講状況	11人		13人																																									

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																		
2 自立した消費者の育成	(2) 消費者教育推進に係る人材等の育成	② 教職員や保護者等の求めに応じた研修会等への講師派遣の支援	○特定の教科に限定せず、多くの教職員が消費者教育に関わることができるよう、オンライン形式を含め、教員研修体制や環境整備に努め、教育の機会を確保する。 ・教員を対象とした消費者講座の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>11人</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・教員向け研修に消費生活に関する講座の開設(再掲) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>講座実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(小学校)</td><td>193人</td><td>5人</td><td>214人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(中学校)</td><td>127人</td><td>18人</td><td>127人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(特別支援学校 小・中)</td><td>25人</td><td>5人</td><td>14人</td><td></td><td></td></tr></table> ・総合教育研修センターで実施する研修会に消費者教育に関する分野の講師を派遣(再掲) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>講座実施</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(高等学校)</td><td>76人</td><td></td><td>93人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(特別支援学校 高)</td><td>14人</td><td></td><td>7人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	参加人数	11人	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講座実施	○	○	○			(小学校)	193人	5人	214人			(中学校)	127人	18人	127人			(特別支援学校 小・中)	25人	5人	14人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講座実施	○	—	○			(高等学校)	76人		93人			(特別支援学校 高)	14人		7人			消費生活・文化課 教職員課 義務教育課 高校教育課	【自己評価】 教員自身が成年年齢の引き下げによる影響について理解することで、児童生徒に対して、何を伝えなければならないかを考える研修内容となった。特に高等学校の場合、在学中に成年年齢を迎える生徒もあり、社会経験や判断が乏しい生徒たちであっても、法律上は大人として見られるようになるため、今以上に大人たちの日頃からの声かけや教育が大切なことを学ぶことができた。 【課題と今後の対応等】 教科指導だけではなく、さまざまな指導場面において消費者教育が関わってくることを理解を図る必要があるため、指定研修に位置付け、より一層の啓発が求められる。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																
		参加人数	11人	—	—																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
講座実施	○	○	○																																																																				
(小学校)	193人	5人	214人																																																																				
(中学校)	127人	18人	127人																																																																				
(特別支援学校 小・中)	25人	5人	14人																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
講座実施	○	—	○																																																																				
(高等学校)	76人		93人																																																																				
(特別支援学校 高)	14人		7人																																																																				
③ 学生サポーターの認定・活用	○消費者問題に高い関心を持つ学生を「学生サポーター」に認定し、身近な人への啓発活動を通じて自立した消費者としての知識や意識を身につけられるよう支援する。 ・学生サポーター認定状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ○SNSなど若者がアクセスしやすい啓発ツールを活用し、注意喚起や情報提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ホームページでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>SNSでの情報発信</td><td>10回</td><td>15回</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr><tr><td>YouTubeでの情報発信</td><td>○</td><td>○</td><td>CM</td><td></td><td></td></tr></table> ○入学オリエンテーションにおける出前講座・リーフレット配布等により、学生に消費トラブル等についての啓発を行うとともに、消費者教育や学生サポーターの役割等について情報提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページでの情報発信	○	○	○			SNSでの情報発信	10回	15回	CM			YouTubeでの情報発信	○	○	CM			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	—			消費生活・文化課	【自己評価】 各種学校等との連携がとれなかったため、周知活動ができず、学生サポーターの認定ができなかった。しかし、若年層がアクセスしやすいSNS等で動画CMを流して、啓発活動を行い、若年層への周知を強化した。 【課題と今後の対応等】 今後も各種SNS等のメディアを活用して、若年層向けに確実に届くように実施する。 大学等の学内での学生間での消費者トラブル防止のため、学生サポーターを認定していくため、各大学等に働きかけていく。 【今後の方向性】 ☒ 拡充 ☐ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
認定状況	—	—	—																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
ホームページでの情報発信	○	○	○																																																																				
SNSでの情報発信	10回	15回	CM																																																																				
YouTubeでの情報発信	○	○	CM																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
実施状況	—	—	—																																																																				
④ 地域における消費生活サポーター制度	○サポーター養成講座の見直しを行い、サポーター就任の機会を拡充し活動の活性化を図る。 ・サポーター養成講座 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>講座実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ○消費生活サポーター制度等を通じて、消費者教育に取り組む地域人材を育成・支援する。 ・消費生活サポーター認定状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定状況</td><td>117人 21団体</td><td>101人 21団体</td><td>82人 22団体</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講座実施状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定状況	117人 21団体	101人 21団体	82人 22団体			消費生活・文化課	【自己評価】 サポーターの募集がなかったため、養成講座を実施することができなかった。また、サポーターの高齢化やイベントの実施などがなかったため、消費生活サポーターが減少した。 【課題と今後の対応】 学生サポーターの認定等の団体サポーターを増加させ、地域や学内等の行政と県民との架け橋となる人材の育成を行う。 【今後の方向性】 ☒ 拡充 ☐ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
講座実施状況	—	—	—																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																		
認定状況	117人 21団体	101人 21団体	82人 22団体																																																																				

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
2 自立した消費者の育成	(2) 消費者教育推進に係る人材等の育成	⑤ 事業者に対する教育等	○企業に対し消費者志向経営等に関するセミナー等の開催や情報提供を行い、理解促進を図る。 <table border="1"> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ※事業者への情報提供 ○環境や人に配慮した消費行動を進めるため、セミナー等を開催し、理解を深める支援を行う。 ・環境に配慮したセミナーの開催 <table border="1"> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○事業者訪問等を通じ、事業者及び事業者団体が自らの事業活動に関し、遵守すべき基準の作成を支援するとともに、消費者の信頼を確保するための自主的な取り組みを支援する。 <table border="1"> <tr> <th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ※事業者訪問対応	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			消費生活・文化課	【自己評価】 企業等向けエシカル消費普及セミナーを開催し、エシカル消費を官民共同で実施する機運醸成に努めた。 【課題と今後の対応】 エシカル消費に関する普及啓発への取組については、官民共同での普及啓発の機運醸成は図れた。しかし、参加者も一部の事業者に限られたため、今後民間事業者等を巻き込んで、エシカル消費等の普及啓発に努めていく。 【今後の方向性】 ■拡充 □維持 □縮小 □廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
実施状況	○	○	○																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
実施状況	—	—	○																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
実施状況	○	○	○																																						

3 関係団体への支援・連携・協働

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																													
2 自立した消費者の育成	(3) 関係団体への支援・連携・協働	① 関係団体への支援・連携・協働	○消費者教育を実効性のあるものとして推進する。 ・SDGs普及啓発研修会の開催 ・職員向け研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 県及び市町村職員向け研修会を実施	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	○	○			総合政策課	【自己評価】 令和4年度に参加対象を市町村職員まで広げたワークショップ形式の研修会について、今回初めて民間企業・団体も交えて開催し、SDGsを通じた官民連携と県内のSDGs推進の機運醸成を図った。 【課題と今後の対応等】 県内の複数自治体がSDGs未来都市に選定されるなど、行政職員のSDGsに関する理解度も向上している。 今後は継続的に研修会を開催しながら、SDGsの効果的な普及啓発を図っていくとともに、官民連携の視点も含めて、SDGsを取り入れた具体的な取組につながるよう研修内容等の検討・見直しを行う。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																	
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																										
			実施状況	—	○	○																																												
○地域での見守りを担う関係機関への情報提供等により、消費者被害の未然防止、早期発見に努める。 ・高齢者地域見守り連携協定 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>協定締結状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	協定締結状況	○	○	○			長寿社会政策課	【自己評価】 県内金融機関や民間企業との間で、高齢者地域見守りに関する協定を締結している。 【課題と今後の対応】 今後、一人暮らし高齢者世帯数は増加する見込みであることから、引き続き関係機関との連携強化に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
協定締結状況	○	○	○																																															
○各団体との定期的な情報交換等を行い、様々な場において実効性のある消費者教育を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報交換等実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ○企業に対し消費者志向経営等についてセミナー等の開催や情報提供を行い、理解促進を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ※事業者への情報提供 ○消費者志向経営やエシカル消費等の取組への関心が高い企業を「サポーター企業」に認定し、県内企業への消費者志向やエシカル消費の普及を促進する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報交換等実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ○「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」の協賛企業等と連携し、消費者に対する啓発に取り組む。 ・「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報交換等実施状況	—	—	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報交換等実施状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	4回	4回	4回			消費生活・文化課	【自己評価】 業界団体等との意見交換会に参加し、業界の現状の把握に努めた。 みやぎ消費者被害ゼロキャンペーンの協賛企業等と連携し、新聞での啓発を実施した。 【課題と今後の対応】 県内企業等でのエシカル消費の認知度が低いため、関係機関等と連携を図りながら、エシカル消費等の普及啓発に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
情報交換等実施状況	—	—	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
実施状況	○	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
情報交換等実施状況	—	—	—																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
実施状況	4回	4回	4回																																															

4 関連施策等との連携

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																
2 自立した消費者の育成	(4) 関係施策等との連携	① 環境教育との連携	○「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。 ・グリーン購入セミナーの開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>セミナー開催状況</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>50人</td><td>23人</td><td>29人</td><td></td><td></td></tr></table> ・宮城県グリーン製品認定 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定件数</td><td>36件</td><td>37件</td><td>34件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>認定製品数</td><td>105製品</td><td>105製品</td><td>107件</td><td></td><td></td></tr></table> ・行政庁舎内でのパネル展示 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・産業技術総合センター一般公開への出展 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・各種イベントでの製品展示 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table> ・わたしのe行動(eco do!)宣言の登録 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>657人</td><td>916人</td><td>351人</td><td></td><td></td></tr></table> ・環境教育リーダー等による出前講座を実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座実施回数</td><td>58回</td><td>49回</td><td>57回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	セミナー開催状況	1回	1回	1回			参加人数	50人	23人	29人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定件数	36件	37件	34件			認定製品数	105製品	105製品	107件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	—	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	—			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	登録者数	657人	916人	351人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座実施回数	58回	49回	57回			環境政策課 循環型社会推進課	【自己評価】 みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進のためのセミナーを開催した。 県民が、自ら環境配慮行動の実行を宣言し、それを県が登録・認定するe行動宣言登録事業により、環境配慮の動機付けを図った。 小学校等で行う出前講座に環境教育リーダー等の講師を派遣し、環境教育の機会を提供した。 【課題と今後の対応等】 e行動宣言について、速やかな登録や認定証の交付に努め、県民の動機付けを支援する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																														
セミナー開催状況	1回	1回	1回																																																																																																		
参加人数	50人	23人	29人																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
認定件数	36件	37件	34件																																																																																																		
認定製品数	105製品	105製品	107件																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	○	○	○																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	—	—	—																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	○	○	—																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
登録者数	657人	916人	351人																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
出前講座実施回数	58回	49回	57回																																																																																																		
			○「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。 ・みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td><td></td></tr></table> ※テーマ「食品ロス削減」 ・食品工場見学会・生産者との交流会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・食の安心安全セミナー、地方懇談会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>食の安心安全セミナー</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地方懇談会</td><td>8回</td><td>12回</td><td>10回</td><td></td><td></td></tr></table> ・モニターだよりの発行 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>発行状況</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr></table> ・食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリングのための研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	1回	1回	1回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	食の安心安全セミナー	2回	2回	2回			地方懇談会	8回	12回	10回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	発行状況	3回	3回	3回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	○	○			食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 各種研修会や食品工場見学会、地方懇談会など様々なイベントや、モニターだよりのウォッチャーだよりの広報物を通して、食の安全安心に関する情報を発信することで、消費者及び事業者の食の安全安心に関する知識の向上と相互理解が図られた。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	1回	1回	1回																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	—	○	○																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
食の安心安全セミナー	2回	2回	2回																																																																																																		
地方懇談会	8回	12回	10回																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
発行状況	3回	3回	3回																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																
実施状況	—	○	○																																																																																																		

2

自立した消費者の育成

(4)

関係施策等との連携

①

環境教育との連携

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																								
			・食品表示ウォッチャーだよりの発行 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>発行状況</td><td>—</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	発行状況	—	2回	2回			食と暮らしの安全推進課																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
発行状況	—	2回	2回																																																																										
			○エンカル消費の推進をはじめ「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。 ・第4期食育推進プランの周知 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 食育コーディネーター研修会での周知 県庁・合庁でのパネル展示	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			健康推進課	【自己評価】 広報媒体やHP及び研修会等の様々な機会を捉えた普及啓発を行うなど、関係機関間の連携を図りながら、広く取組を展開できた。 【課題と今後の対応】 行政、教育機関のみならず、食育応援団、地域、企業等と連携し、より効果的な普及啓発を図っていく。食育コーディネーターの活動支援を強化する。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
			○県立自然の家での自然体験プログラムをとおして環境教育を推進する。 ・県立自然の家での自然体験プログラムの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>プログラム数</td><td>12事業</td><td>14事業</td><td>14事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>267人</td><td>320人</td><td>373人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	プログラム数	12事業	14事業	14事業			参加人数	267人	320人	373人			生涯学習課	【自己評価】 各自然の家の特色を生かした自然体験プログラムを提供し、自然環境への関心・理解を深めさせるとともに、環境保全についての動機付けを図ることができた。 【課題と今後の対応】 既存の事業の中で、環境とのかかわりを考えさせるようなプログラムとして展開できるように検討するとともに、子供から大人まで、年代やニーズに合わせた自然体験活動の充実を図る。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																																						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
プログラム数	12事業	14事業	14事業																																																																										
参加人数	267人	320人	373人																																																																										
			○3R推進月間にあわせたラジオCMやイベントにより、廃プラスチック対策、食品ごみの削減。廃棄物対策などの3Rについて普及啓発を図る。 ・普及啓発イベントの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 2023ふるさと名取秋まつり(11月) ・ラジオスポットCMの放送 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>CM放送回数</td><td>112回</td><td>112回</td><td>112回</td><td></td><td></td></tr></table> ・普及啓発パネルの掲示 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td><td></td></tr></table> 環境月間(6月)、3R推進月間(10月) ・小学生向け映像媒体の作成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ・食品ロス削減推進計画策定 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 令和4年度から令和12年度まで(9年間) ・みやぎ3R推進会議開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催状況</td><td>1回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr></table> 塩釜・黒川地域、大崎地域、仙南地域で開催 事業者、団体、市町村が出席	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	—	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	CM放送回数	112回	112回	112回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	2回	2回	2回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○	—	—	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成状況	○	○	○	—	—	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催状況	1回	3回	3回			循環型社会推進課	【自己評価】 例年実施しているラジオスポットCMの放送や、パネル展示に加え、11月に開催した啓発イベントでは、多くの県民に3Rの啓発活動を実施することができた。 また、食品ロス削減については、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」から11月3日にブース出展した「2023ふるさと名取秋まつり」においてフードドライブを実施し、県民の食品ロスに対する関心を高めることができた。 【課題と今後の対応等】 令和3年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)」を推進するために、令和3年度に策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」や、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法も踏まえ、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を重点とした3Rについて、より多くの県民が取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	—	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
CM放送回数	112回	112回	112回																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	2回	2回	2回																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○	—	—																																																																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
作成状況	○	○	○	—	—																																																																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
開催状況	1回	3回	3回																																																																										

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
2 自立した消費者の育成	(4)関係施策等との連携	②食育との連携	○情報誌や県のホームページ等により普及啓発を図る。 ・小学生向け普及啓発キャンペーンの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 食育ハンドブックになぞときを掲載し県内小学5年生全部に配布。 ・みやぎ食育通信の発行 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>発行状況</td><td>4回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td><td></td></tr></table> 3回発行(5月、10月、2月)・HP掲載 ○みやぎ食育コーディネーター等の情報発信や講師派遣のマッチングを行う。 ・食育コーディネーターのフォローアップ、講師派遣マッチングの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>講師派遣マッチング件数</td><td>13回</td><td>11回</td><td>9回</td><td></td><td></td></tr></table> 9回講師派遣マッチング ○望ましい食生活の普及や地産地消の推進、食品の安全性に関する知識や理解等の消費者教育の取組を推進する。 ・第4期食育推進プランの周知 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 食育コーディネーター研修会での周知 県庁・庁等でのパネル展示	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	発行状況	4回	3回	3回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	講師派遣マッチング件数	13回	11回	9回			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			健康推進課	【自己評価】 広報媒体やHP及び研修会等の様々な機会を捉えた普及啓発を行うなど、関係機関間の連携を図りながら、広く取組を展開できた。 【課題と今後の対応】 行政、教育機関のみならず、食育応援団、地域、企業等と連携し、より効果的な普及啓発を図っていく。食育コーディネーターの活動支援を強化する。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
			実施状況	○	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
発行状況	4回	3回	3回																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
講師派遣マッチング件数	13回	11回	9回																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
実施状況	○	○	○																																																		
○食品の栄養表示や虚偽・誇大広告について表示の適正化を図るほか、消費者へ適切な情報提供がなされるよう事業者及び消費者に普及啓発を促進する。 ・事業者への相談・指導の実施(食と暮らしの安全推進課分) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>141件</td><td>90件</td><td>89件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>疑義情報件数</td><td>18件</td><td>52件</td><td>33件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち指導件数</td><td>5件</td><td>4件</td><td>4件</td><td></td><td></td></tr></table> ・事業者への相談・指導の実施(健康推進課分) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談・指導件数</td><td>137件</td><td>118件</td><td>83件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>普及啓発実施回数</td><td>15回</td><td>14回</td><td>40回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>普及啓発参加人数</td><td>603人</td><td>560人</td><td>1,328人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	141件	90件	89件			疑義情報件数	18件	52件	33件			うち指導件数	5件	4件	4件			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談・指導件数	137件	118件	83件			普及啓発実施回数	15回	14回	40回			普及啓発参加人数	603人	560人	1,328人			健康推進課 (食と暮らしの安全推進課)	【自己評価】 食品表示について、事業者向け説明会等の開催やリーフレットの配布等により広く周知を図ることができた。 【課題と今後の対応】 引き続き、食品関連業者等から相談対応や普及啓発を行う。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
相談件数	141件	90件	89件																																																		
疑義情報件数	18件	52件	33件																																																		
うち指導件数	5件	4件	4件																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
相談・指導件数	137件	118件	83件																																																		
普及啓発実施回数	15回	14回	40回																																																		
普及啓発参加人数	603人	560人	1,328人																																																		
○行政・教育機関のほか食育応援団、地域、企業等と連携した効果的な普及啓発を図る。 ・各圏域における地域の食育推進事業の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> 各圏域における地域の食育推進事業の実施	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			健康推進課 (消費生活・文化課)	【自己評価】 各圏域において行政・教育機関のほか、食育応援団等と連携し県民に周知を行った。 【課題と今後の対応】 引き続き、行政、教育機関のみならず、食育応援団、地域、企業等と連携し、より効果的な普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																																							
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																
実施状況	○	○	○																																																		

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																															
2 自立した消費者の育成	(4) 関係施策等との連携	② 食育との連携	○望ましい食生活の普及や地産地消の推進、食遺品の安全性に関する知識や理解等の消費者教育の取組を推進する。 ・高校生地産地消お弁当コンテストの開催。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・食材王国みやぎ「伝え人」を小学校、中学校等に派遣。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>派遣状況</td><td>23件</td><td>32件</td><td>34件</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	派遣状況	23件	32件	34件			食産業振興課	【自己評価】 食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣するとともに、高校生地産地消お弁当コンテストを開催し、地産地消の意識向上と県産食材の理解促進に繋がった。 【課題と今後の対応等】 食材王国みやぎ「伝え人」活用促進事業については、講座内容をHPやパンフレット等で情報発信する。高校生地産地消お弁当コンテストについては、各高等学校に積極的に事業内容をPRする。また、飲食店や小売店などの県内食産業と連携して地産地消を推進する。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																							
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
		実施状況	○	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
派遣状況	23件	32件	34件																																																	
③ 法教育との連携	○食品について正しい選択ができる児童・生徒の育成のため、栄養教諭に対する研修会を行い学校給食を通して食に関する指導の充実を図る。 ・栄養教諭・学校栄養職員に対する研修会を実施。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td rowspan="3">学校給食研究協議会</td><td>参集</td><td></td><td>144人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>オンライン</td><td>123人</td><td>111人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>オンデマンド</td><td></td><td>88人</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">食に関する指導推進研修会</td><td>オンライン</td><td>32人</td><td>42人</td><td>24人</td><td></td></tr><tr><td>オンデマンド</td><td>176人</td><td>76人</td><td>92人</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	学校給食研究協議会	参集		144人			オンライン	123人	111人			オンデマンド		88人			食に関する指導推進研修会	オンライン	32人	42人	24人		オンデマンド	176人	76人	92人		保健体育安全課	【自己評価】 教職員や市町村教育委員会職員等を対象とした研修会で、食に関する指導の実践発表等を行い、学校教育活動全体を通じて食に関する指導の充実を図ることで、児童生徒の食品選択に関する知識習得を促し、消費者教育の一端を担うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も食品について正しい選択ができる児童・生徒の育成のため、栄養教諭をはじめとする指導者を対象とした研修会を開催し、食に関する指導の充実を図る。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
学校給食研究協議会	参集		144人																																																	
	オンライン	123人	111人																																																	
	オンデマンド		88人																																																	
食に関する指導推進研修会	オンライン	32人	42人	24人																																																
	オンデマンド	176人	76人	92人																																																
		○弁護士会や司法書士会と連携し、法律授業をはじめとした法教育を推進する。 ・消費者教育講師派遣事業の実施。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>授業実施回数</td><td>26団体</td><td>26団体</td><td>11団体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>3,391人</td><td>3,431人</td><td>1,490人</td><td></td><td></td></tr></table> ○より多くの学校において、法教育が効果的に進められるよう、弁護士会や教育部門と連携した取り組みを進める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ○大学等と連携して、消費生活に関する講義等を行い、若年層に対して消費者問題について学ぶ機会を与える。 ・消費者教育講師派遣事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施校数</td><td>26団体</td><td>26団体</td><td>11団体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>3,391人</td><td>3,431人</td><td>1,490人</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	授業実施回数	26団体	26団体	11団体			参加人数	3,391人	3,431人	1,490人			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施校数	26団体	26団体	11団体			参加人数	3,391人	3,431人	1,490人			消費生活・文化課	【自己評価】 前年度よりも消費者教育講師派遣事業の申込みが少なかったため、授業の実施が少なかった。仙台弁護士会と協働で、消費者教育の映像教材を作成及び配布を実施した。 【課題と今後の対応】 より多くの学校において、法教育が進められるよう、仙台弁護士会と連携し、学校に働きかけていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
授業実施回数	26団体	26団体	11団体																																																	
参加人数	3,391人	3,431人	1,490人																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
実施状況	○	○	○																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
実施校数	26団体	26団体	11団体																																																	
参加人数	3,391人	3,431人	1,490人																																																	

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																								
2	自立した消費者の育成	(4) 関係施策等との連携	金融経済教育との連携	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	【自己評価】 宮城県金融広報委員会及び金融広報中央委員会で作成した金融教育に関する各種教材(啓発パンフレット等)を機会を捉えて配布し、金融知識の普及向上に努めた。県内18市町村の成人式では「新成人のための人生とお金の知恵」を配付し、若者の金融リテラシー向上を図った。 金融・経済講演会は、学校、市町村、各種団体と連携し県内各地で開催しており、金融経済に係る知識の普及に役立っている。 このほか、教職員の指導力向上のため、研修を実施したり、同研修において金融広報中央委員会作成の指導書を配付したりするなどの取組を行った。 【課題と今後の対応等】 社会全体で家計管理や資産形成への関心が高まっているとともに、学校における金融経済教育への支援ニーズも高まっている。 こうした中、宮城県金融広報委員会では、より効率的な金融経済知識の普及に取り組み、県民の金融リテラシー向上を図ることを活動方針に掲げている。具体的な活動として、段階に応じた教育(学校や社会人向けの教育)の推進のため、令和6年4月に設立された金融経済教育推進機構をはじめとする関係機関と連携することを挙げている。 宮城県として、宮城県金融広報委員会と共に県民の金融リテラシー向上に取り組み、「生きる力」・「自立する力」を高めていくことを目指す。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止																																																																								
			○広報誌の発行、教材やパンフレットの作成・配布、ビデオ・DVDの貸出等により、金融教育の普及を図る。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○幼稚園を金銭教育研究校に委嘱し、公開授業(保育)や教員による研究発表等の取組を通じて、金銭教育の普及推進を図る。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に金融(金銭)教育を行う。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、保護者等に対して講演会を開催する。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○金融教育の進め方について教師の指導能力向上のためのセミナーやワークショップ等を開催する。 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table> ○出前講座等を活用しながら、生活設計など最低限身に付けるべき金融リテラシーについて、早期の学校教育期から関心が持てるよう、金銭・ <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>実施状況</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施状況	○	○	○				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
実施状況	○	○	○																																																																										

令和5年度 消費生活相談の実績と傾向について

1 県内全体の消費生活相談件数

令和5年度に、県及び県内の市町村で受け付けた消費生活相談件数は、前年度より701件減少し18,050件となった。(表1)

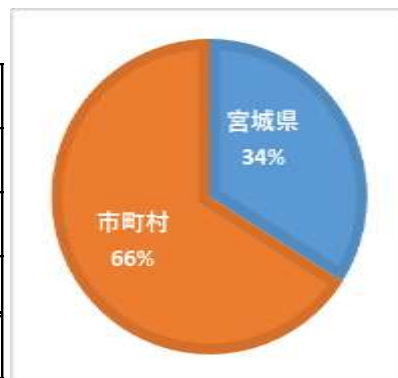
過去5年間の推移をみると、県の受付分は令和2年度まで増加傾向であったが、令和3年度から減少に転じた。また、市町村受付分は年々減少していたが、令和4年度からは増加傾向となっている。なお、全体に占める市町村の割合は6割を超えている。(表1、図1・2)

表1 消費生活相談件数の推移

(単位:件)

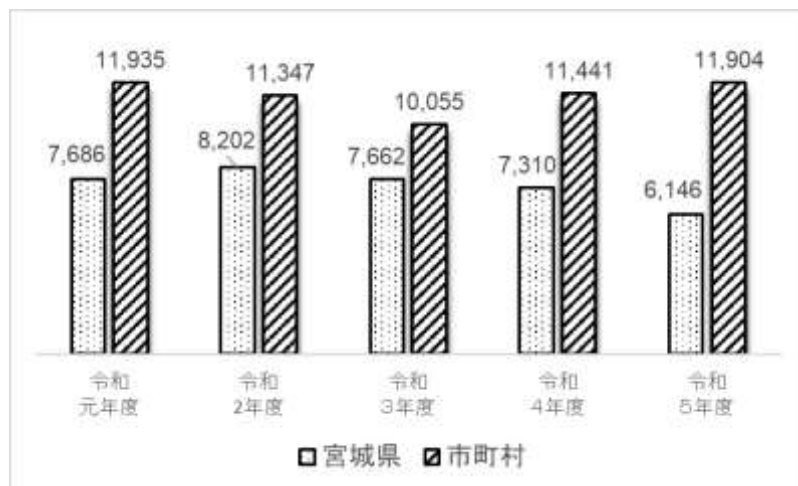
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	対前年 増減
宮城県	7,686	8,202	7,662	7,310	6,146	△ 1,164
市町村	11,935	11,347	10,055	11,441	11,904	463
うち仙台市	7,018	6,689	5,787	6,926	7,057	131
計	19,621	19,549	17,717	18,751	18,050	△ 701

図1 消費生活相談件数割合



(うち仙台市 39%)

図2 相談件数推移 (県・市町村)



2 県に寄せられた消費生活相談の状況

(1) 商品・サービス別 (中分類) の相談状況

昨年度増加した、「基礎化粧品」(R4:298件)、「エステティックサービス」(R4:237件)に関する相談は、引き続き寄せられてはいるものの、件数は大きく減少した。(表2)

(2) 年代別の相談件数

- すべての年代で前年度と比較し相談件数が減少した。(表3)
- 商品及びサービス別では、20歳未満では「インターネットゲーム」に関する相談が多く寄せられた。(表4)
- 「フリーローン・サラ金」や「他の内職・副業」に関する相談は、20歳代から50歳代の幅広い年代で相談が増加した。

表2 商品・サービス別（中分類）による相談件数（上位10位）

(単位：件)

順位	令和5年度		順位	令和4年度	
	商品・サービス	計		商品・サービス	計
1	商品一般	646	1	商品一般	753
2	不動産貸借	272	2	基礎化粧品	298
3	工事・建築	206	3	不動産貸借	295
4	基礎化粧品	187	4	工事・建築	243
5	役務その他サービス	181	5	エステティックサービス	237
6	インターネット接続回線	169	6	役務その他サービス	222
7	相談その他	168	7	相談その他	189
8	四輪自動車	161	8	他の健康食品	179
9	フリーローン・サラ金	158	9	四輪自動車	149
10	他の健康食品	136	10	フリーローン・サラ金	136

表3 契約当事者の年代別相談件数の推移

(単位：件)

年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
R元	97	494	716	1,078	1,354	1,213	1,363	1,371	7,686
R2	242	677	711	1,010	1,154	1,127	1,404	1,877	8,202
R3	179	617	589	882	1,028	1,020	1,290	2,057	7,662
R4	164	633	546	724	946	906	1,217	2,174	7,310
R5	130	515	441	630	787	843	1,142	1,658	6,146
前年度比	79.3%	81.4%	80.8%	87.0%	83.2%	93.0%	93.8%	76.3%	84.1%

表4 年代別・商品及びサービス別(中分類)相談件数(上位10位)

(単位:件)

順位	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代	
1	インターネットゲーム	38	エステティックサービス	66	不動産貸借	43	商品一般	45
2	エステティックサービス	7	不動産貸借	40	商品一般	27	不動産貸借	32
3	商品一般	6	フリーローン・サラ金	35	フリーローン・サラ金	22	役務その他サービス	21
4	基礎化粧品	4	他の内職・副業	31	四輪自動車	18	フリーローン・サラ金	20
5	他の化粧品	4	商品一般	28	他の内職・副業	14	四輪自動車	18
6	他の玩具・遊具	4	四輪自動車	17	インターネット接続回線	13	複合サービス会員	18
7	役務その他サービス	4	異性交際関連サービス	17	エステティックサービス	13	工事・建築	17
8	他の内職・副業	4	役務その他サービス	17	金融関連サービスその他	9	他の健康食品	15
9	他の健康食品	3	インターネット接続回線	15	役務その他サービス	9	基礎化粧品	13
10	他の娯楽等情報配信サービス	3	医療サービス	10	他の健康食品	8	メイクアップ化粧品	12
計	77		276		176		211	
総数	130		515		441		630	

順位	50歳代		60歳代		70歳以上		不 明	
1	商品一般	79	商品一般	77	商品一般	143	商品一般	241
2	基礎化粧品	46	基礎化粧品	56	工事・建築	60	相談その他	95
3	他の健康食品	28	工事・建築	41	役務その他サービス	50	不動産貸借	94
4	不動産貸借	24	インターネット接続回線	31	インターネット接続回線	40	工事・建築	63
5	フリーローン・サラ金	24	頭髮用化粧品	28	携帯電話サービス	34	役務その他サービス	46
6	四輪自動車	20	他の健康食品	26	基礎化粧品	31	四輪自動車	43
7	頭髮用化粧品	18	四輪自動車	26	他の健康食品	29	インターネット接続回線	42
8	他の化粧品	17	役務その他サービス	19	頭髮用化粧品	27	フリーローン・サラ金	31
9	他の内職・副業	17	相談その他	19	不動産貸借	20	基礎化粧品	26
10	工事・建築	15	不動産貸借	17	修理サービス	20	広告代理サービス	25
計	288		340		454		706	
総数	787		843		1,142		1,658	

3 令和5年度 相談・啓発の取組 など

(1) 啓発

みやぎの消費生活情報（毎月発行）、講座・研修会等の開催、消費者教育講師派遣事業、消費生活副読本等の作成に加えて、令和5年度は、啓発動画を作成し、テレビCMのほか、SNS等を活用し情報提供を行った。

また、高齢者や見守る人への普及啓発のため、石巻地区介護福祉フェスティバルでの啓発冊子等の配布を実施した。

(2) 市町村への見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置促進

県内市町村において見守りネットワークを設置しているのは2市（仙台市、大崎市）となっている。高齢者、障がい者、認知症等配慮を要する方の消費者被害を防ぐため、見守りネットワークの設置を促進するための市町村向け説明会を実施した。

※見守りネットワーク…

地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」

【参考】

1 成年年齢引下げ前後の18歳・19歳からの相談件数について

令和4年4月1日の成年年齢引下げから2年が経過したが、令和3年以降に県に寄せられた、18歳・19歳が契約当事者の相談件数は表1のとおりとなっている。

寄せられた相談の主な内容としては、インターネット通販に関するもの、副業・儲け話に関するもの、身に覚えのない請求に関するもの、脱毛エステに関するものなどとなっている。

表1 18歳・19歳（契約者）からの相談件数の推移

	18～19歳 年度計(A)	全年代 年度計(B)	(A)／(B)	備考
令和5年度	59	6,146	1.0%	
令和4年度	77	7,310	1.1%	
令和3年度	73	7,662	1.0%	

2 年代別の相談件数について

令和4年度及び令和5年度に県に寄せられた相談件数は表2のとおり。60歳代以上の相談件数は前年度より減っているものの、減少率は低く、依然として高齢者層からの相談が多く寄せられている。

表2 契約当事者の年代別相談件数

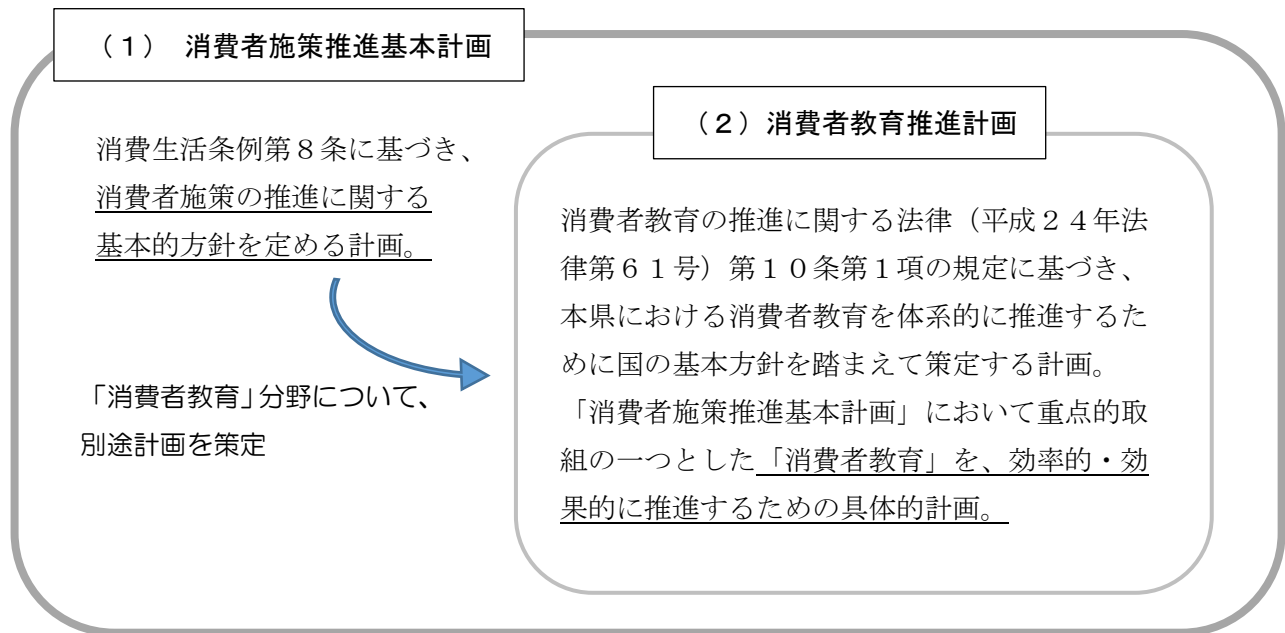
年度	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
R4	164	633	546	724	946	906	1,217	2,174	7,310
R5	130	515	441	630	787	843	1,142	1,658	6,146
減少率	20.7%	18.6%	19.2%	13.0%	16.8%	7.0%	6.2%	23.7%	15.9%

宮城県消費者施策推進基本計画（第5期） 及び 宮城県消費者教育推進計画（第3期）の策定について

1 趣 旨

現行計画で得た成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、さらに効果的な施策の展開を図るため、次期計画を策定するもの。

2 策定する計画



3 策定スケジュール

年 月	事務局の作業内容	審議会
令和6年度		
1～2月	・各計画の改定骨子案の提示	・改定骨子案について審議
令和7年度		
5～6月	・各計画の素案の作成	・素案について審議
8～9月	・各計画の中間案の作成 ・県議会常任委員会へ各計画中間案の報告	・中間案について審議
10～11月	・関係機関（弁護士会ほか各種団体、市町村等）へ意見照会 ・パブリックコメントの募集	
12～1月	・各計画の最終案の調製	・最終案について審議、答申
2月	・基本計画を県議会に提案	
3月	・議会での議決後、各計画を公表	

各委員の所属団体におけるエシカル消費の取組（まとめ）

1 栗原 由紀子 委員（尚絅学院大学）

- ① 人文社会学類 1 年「消費社会論」、学校教育学類 3 年「家庭」の授業で、エシカル消費について取り上げ、エシカル消費の必要性や具体的内容について学んでいる。
- ② 尚絅学院大学主催「SDGs マルシェ」（6 月 3 0 日、サンモール一番町）
人文社会学類 渡邊千恵子教授のゼミで、エシカル消費をテーマにした出展をし、情報発信を行っている。
2 0 2 4 年度のテーマは「NO Ethical Choice, No Life」とし日常生活のエシカル商品を紹介。



※画像は尚絅学院大学ホームページより引用

③ 尚絅学院大学「エシカル消費推進プロジェクト」

2 0 2 3 年度、人文社会学類「専門演習 I ・ II」において、児童労働をなくす活動をしている「NGO ACE」への募金活動を行った。その際、児童労働とチョコレートの関係についてポスターを作成、学内掲示と声掛けをしてエシカル消費の啓発を行った。



※画像は尚絅学院大学ホームページより引用

- ④ 宮城県主催「令和5年度 企業向けエシカル消費普及セミナー」に参加
人文社会学類渡邊千恵子教授 パネラーとして参加
人文社会学類渡邊ゼミ3年生7名 ポスター掲示/ボランティアとして参加
- ⑤ 県内高校での出前授業
名取北高校、名取高校、三桜高校の「総合的な探究の時間」において、人文社会学類渡邊教授がエシカル消費に関する授業を実施
- ⑥ みやぎ・環境とくらしネットワーク（MELON）主催
「MELON フェスタ」ステージ発表（7月13日）
「もっと知りたい! SDGs とエシカル消費のこと」人文社会学類 渡邊千恵子教授



※チラシ画像は（公財）みやぎ・環境とくらし・ネットワークのホームページより引用

- ⑦ 東北工業大学主催 「地域未来学」 オンライン講座（9月14日）
「なぜ今、エシカル消費なのか」 人文社会学類 渡邊千恵子教授

会場：せんだいメディアテーク 1階オープンスクエア

2013年12月25日，中国铁路总公司成立，原铁道部被撤销。



3

2 佐藤 康仁 委員（東北学院大学）

① 大学内での「多機能型事業所 Ma Rue」によるパンの販売（2023年10月）

Ma Rue(マル) は就労継続支援A型事業所と就労移行支援、就労定着支援を行っている多機能型事業所。障害者の所得向上を目指す活動の一環。

② “食べるSDGs”市場に出回らないリンゴを活用 学生と地元企業が連携しパンの新商品開発（2022年1月）

形や傷などを理由に市場に出回らない食材（リンゴ）を活用した新商品パンの開発・販売企画。販売企業だけでなく、農家（生産者）、ひいては社会全体での持続可能性を高めることに繋がった。



※画像は東北学院大学ホームページより引用

3 畠山 裕太 委員（仙台弁護士会）

- ・ 仙台弁護士会消費者問題対策特別委員会において対応している出前講座において、講演テーマとして求められた場合には、「エシカル消費」について講義を行うこととなっている。（実際にエシカル消費について述べた実績あり）

4 佐々木 範子 委員（小牛田高等学園）

- ① 家庭科の食生活分野において、「フードマイレージ」「地産地消」「食品ロス」「フードバンク」「フェアトレード」等、エシカル消費に係る内容について扱っている。
- ② エシカル消費（食品ロス、フェアトレード等）を意識した調理実習を行っている。
- ③ 特別支援学校の教育活動の一環である作業学習や販売実習において、米袋をリメイクしたエコバッグの作成・販売、フェアトレードコーヒーの販売を行っている。また、園芸実習で育てた野菜を給食の食材として利用している。
- ④ 高等学校家庭科教員を対象にエシカル消費に関する研修会を開催した。

5 青野 禎宏 委員（大郷小学校）

学習の中で、エシカル消費という言葉に触れないまでも、その理念と共通するような

- ・自分の買い物と世界や社会、自然環境とのつながりを総合的にとらえることができる。
- ・これまでの消費を批判的に検討することで、どのような買い物がより良い消費行動かを考えることができる。

といった力を育てようと学習を行っている。

小・中学校【家庭科】－消費生活と環境－で学習する内容について（学習指導要領より）

1 小・中・高等学校の系統性

<内容構成>

A 家族・家庭生活 / B 衣食住の生活 / C 消費生活と環境

ポイント2 小・中・高等学校の系統性を重視した内容構成になりました。

学校種間の各内容の接続が見えるように、小・中・高等学校とも共通して、以下の3つの枠組みに整理されました。

A 家族・家庭生活
B 衣食住の生活
C 消費生活と環境

学習対象を、空間軸と時間軸の2つの視点から捉え、学校段階において内容の広がりや深まりが明確化されました。

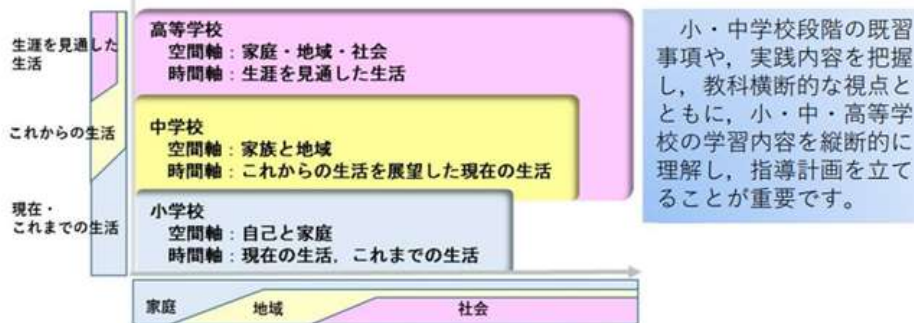


図 家庭科、技術・家庭科（家庭分野）における教育のイメージを基に作成

■ 小・中・高等学校の学習内容が系統化され、四つの内容に整理されました。

今回の改定で、大項目がA～Dの四つに再編されました。このうち、A～Cは小・中学校と共通であり、小・中・高等学校を通して内容構成が統一されました。

小学校 (令和2年度～全国実施)	中学校 (令和3年度～全国実施)	高等学校(令和4年度～年次進行実施)	
		家庭基礎	家庭総合
A 家族・家庭生活	A 家族・家庭生活	A 人の一生と家族・家庭と福祉	A 人の一生と家族・家庭と福祉
(1) 自分の成長と家族・家庭生活	(1) 自分の成長と家族・家庭生活	(1) 生涯の生活設計	(1) 生涯の生活設計
(2) 家庭生活と仕事	(2) 幼児の生活と家族	(2) 青年期の自立と家族・家庭	(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会
(3) 家族や地域の人々との関わり	(3) 家族・家庭や地域との関わり	(3) 子供の生活と保育	(3) 子供との関わりと保育・福祉
(4) 家族・家庭生活についての課題と実践	(4) 家族・家庭生活についての課題と実践	(4) 高齢期の生活と福祉	(4) 高齢者との関わりと福祉
		(5) 共生社会と福祉	(5) 共生社会と福祉
B 衣食住の生活	B 衣食住の生活	B 衣食住の生活の自立と設計	B 衣食住の生活の科学と文化
(1) 食事の役割	(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴	(1) 食生活と健康	(1) 食生活の科学と文化
(2) 調理の基礎	(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事	(2) 衣生活と健康	(2) 衣生活の科学と文化
(3) 栄養を考えた食事	(3) 日常食の調理と地域の食文化	(3) 住生活と住環境	(3) 住生活の科学と文化
(4) 衣服の着脱と手入れ	(4) 衣服の選択と手入れ		
(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作	(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作		
(6) 快適な住まい方	(6) 住居の機能と安全な住まい方		
	(7) 衣食住の生活についての課題と実践		
C 消費生活・環境	C 消費生活・環境	C 持続可能な消費生活・環境	C 持続可能な消費生活・環境
(1) 物や金銭の使い方と買物	(1) 金銭の管理と購入	(1) 生活における経済の計画	(1) 生活における経済の計画
(2) 環境に配慮した生活	(2) 消費者の権利と責任	(2) 消費行動と意思決定	(2) 消費行動と意思決定
	(3) 消費生活・環境についての課題と実践	(3) 持続可能なライフスタイルと環境	(3) 持続可能なライフスタイルと環境
		D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

C 消費生活・環境

<指導内容>小・中学校の比較

	小学校	中学校
消費生活・環境	(1) 物や金銭の使い方と買物 ア (7) 買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さ、計画的な使い方 イ 身近な物の選び方、買い方、情報の収集・整理 イ 身近な物の選び方、買い方の工夫	(1) 金銭の管理と購入 ア (7) 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理 イ 売買契約の仕組み、消費者被害、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理 イ 情報を活用した物資・サービスの購入の工夫
	(2) 環境に配慮した生活 ア 身近な環境との関わり、物の使い方 イ 環境に配慮した物の使い方の工夫	(2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任、消費生活が環境や社会に及ぼす影響 イ 自立した消費者としての消費行動の工夫
		(3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 環境に配慮した消費生活についての課題と計画、実践、評価

C 消費生活・環境

<指導内容>身に付けること ※エシカル消費との関連

	小学校	中学校
消費生活・環境	次の(1)及び(2)の項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 イ 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。 エ 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。 (2) 環境に配慮した生活 ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること	次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 金銭の管理と購入 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 イ 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。 エ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。 (2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。 (3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること

6 渡辺 淳子 委員（宮城県生活協同組合連合会）

みやぎ生協では「誰かの笑顔につながるお買い物」として「地球・環境・社会・人々」の4つの視点で環境配慮商品、地産地消商品、地域産業や伝統を守っている商品、フェアトレード商品など、わたしたちのくらしの身近にある商品を購入することでエシカル消費につながる消費行動を推奨し実践している。また、普段、私たちが何気なく取り組んでいることがエシカルに繋がっていることを学習会や広報誌、SNSでお知らせし、広くメンバー（組合員）にエシカル消費に対応した商品や取り組みを継続的に発信している。

（1）エシカルなコープの暮らし

- ①フードドライブ・・・一人でも気軽に参加できる社会貢献活動として実施するフードドライブ。みやぎ生協では地域の団体や施設とつながり、要望のあった食品等をみやぎ生協で購入して、その場で寄付できる取組をすすめている。



◆2023年度の取り組み報告◆

〈エリアの取り組み〉※()は2022年度

開催回数: 42(44)	店舗数:42(42)	エリア数:50(57)
寄付食品数: 8,215(9,125)	内訳:お菓子、カップ麺、レトルト食品など	
寄贈団体数: 64(69)	寄贈先:寄贈先:こども食堂・子ども支援団体等、生活困窮者支援団体、母子支援施設、社会福祉法人など	

※画像はみやぎ生協イベントひろばの
ホームページより引用

★2024年度開催スケジュール★

お近くの店舗へお立ち寄りの際は、ご参加ください。

日程	時間	開催店舗	開催エリア	寄贈先
8月9日(金)	10:30~12:00	多賀城店	多賀城店	NPO法人ア スイタ、高崎 こども食堂 らっこ広場
9月15日 (日)	10:00~12:00	名取西店	名取西店・ 開上	名取子ども Cafe向日茶
※中止した 6月15日 (土)	10:00~11:30	西多賀店	西多賀店・ 仙台西	西多賀子ど も食堂、秋 葉後等デイ サービス西 多賀そらま め、児童養 護施設仙台 千穂園、一

②みんなで作るコープの森・・・店頭から回収したアルミ缶の売却益や募金箱などの「COOP 緑の基金」を活用し、県内14ヶ所に約10万本の広葉樹と針葉樹を植林している。コープの森をフィールドにした観察会や環境イベントに出店するなどの取組を行っている。

(2) エシカルなコープの取り組み

- ①リサイクル・・・ゴミ減量や省エネルギー・省資源を目指して、店舗に様々な資源の回収スペースを設置し、リサイクル活動に取り組んでいる。
- ②食品廃棄ロスをなくす「手前どり」を推奨している。
- ③買い物の際はマイバッグ持参に取り組んでいる。
- ④お出かけの際はマイボトル持参に取り組んでいる。

(3) エシカルなコープの商品

- ①産地指定・国産素材商品・・・日本の農水産業の産地とその生産者を応援している。
- ②環境配慮商品・・・地球環境への負荷が少なく、限られた資源を大切にする環境配慮商品の開発と普及に取り組んでいる。
- ③顔とくらしの見える産直「めぐみ野」・・・生産者と組合員の交流をすすめ、産地と生産者を買い支えることで応援している。

7 末 弘美 委員（宮城県生活学校連絡協議会）

- ① 食品ロス削減に向けての取組
 - ・ 食品ロス削減の料理教室の実施
 - ・ 食品ロス見直しレシピ集作成
- ② 3R、ごみ削減に向けての取組
 - ・ 生ごみを堆肥にする活動（EM菌ボカシ（※たい肥）作り）
 - ・ 英字新聞、新聞紙で作るエコバッグ
 - ・ 傘で作るエコバッグ 等

8 白鳥 裕之 委員（仙台商工会議所）

- ① 会員企業等で、地産地消や食品ロスの削減などの取組をしていることを聞くことがある。

ただ、このような取り組みが「エシカル消費」であるという認識が出来ていないと思われる。話を聞けば様々な場面で知らず知らずのうちにエシカル消費を実践していると思う。
- ② 当所で事務局をしている七夕まつり協賛会において、本年お祭期間中に七夕飾りで使用された和紙をただ捨てるのではなく、再利用してアクセサリーやアート作品を制作するワークショップを実施する予定。



※画像は仙台七夕まつりオフィシャルウェブサイトより引用

9 山岸 正樹 委員（東北電力(株)）

- 「エシカル消費」の名のもと、社員への啓蒙活動は行っていないが、「東北電力グループ環境方針」を定め、社員がそれぞれの持ち場・立場で各種環境活動に取り組んでいる。

東北電力グループ 環境方針

基本姿勢

私たちは、環境にやさしいエネルギーサービスを通じて、
地域社会・お客さまとともに、未来の子どもたちが安心して暮らせる持続可能な社会を目指します。

私たち東北電力グループは、地域とともに歩む企業グループとして、安全確保を大前提に、環境保全と経済性が両立するエネルギーの安定供給に努めてまいりました。

この私たちの使命は、これからも決して変わりません。

私たちは、多くの恵みを与えてくれる地球に感謝し、自然と共生する地域の伝統的価値観を大切にしながら、地域社会・お客さまとともに持続可能な成長を目指し、誠実なコミュニケーションを通じて、環境への取り組みを考え、行動してまいります。

環境行動四原則

1. 地球の恵みに感謝し、限りある**資源を大切に**使います。
2. 自然環境への**影響を抑制**します。
3. 豊かな**自然環境を守り、共生**します。
4. みなさまとともに、**考え、行動**します。

私たち東北電力グループの環境への思い

地域とともに歩む企業グループとして

私たちは、創業以来の「東北の繁栄なくして当社の発展なし」という基本的な考え方のもと、これからも地域とともに歩んでまいります。

また、自然環境と共生する地域の伝統的価値観を心に刻み、美しく豊かな自然環境を守り、次世代へ受け継いでまいります。

エネルギー事業者として

安全確保を大前提としたエネルギーの安定供給、環境保全、経済性の同時達成が、私たちエネルギー事業者としての変わらぬ使命です。

そして、事業を営むうえで避けられない環境影響を可能な限り減らすことも、私たちの変わらぬ責務です。

地球に住む一員として

私たちは、地球の再生能力の範囲内で、自然環境と共生する社会を目指してまいります。

そのために、地球資源の恵みに感謝し、限りある資源を大切に使い、環境影響を可能な限り減らすよう努めてまいります。

地域社会・お客さまとともに

私たちは、誠実なコミュニケーションを通じて、地域社会・お客さまとともに、環境について考え、真摯に行動してまいります。

そして、地域社会・お客さまとともに、新たな価値を創り、社会全体の持続可能な成長を目指してまいります。

10 中川 孝子 委員（ＪＡみやぎ女性組織協議会）

① 環境保全米の生産と学校給食への提供



※画像と右の文章は仙台農協
ホームページより引用

「環境保全米」とは、農林水産省の特別農産物表示ガイドラインに基づき、宮城県の慣行栽培（通常の栽培方法）に比べて、生産過程における化学合成農薬の使用回数が 1/2 以下で、化学肥料（窒素成分）の使用量が 5 割以下の栽培方法により生産されたお米です。一口に農薬、化学肥料半分と言ってしまうと、それだけのことですが、並大抵のことではありません。雑草、害虫、病気…これらを克服しなければ、秋においしいお米は食べられません。それでも、農薬や化学肥料を出来るだけ少なくして、田んぼにイナゴやカエル、赤とんぼなど、小動物が戻ってくることこそが自然回帰の米づくりなのです。

環境保全米とは、農薬や化学肥料をできるだけ減らし、自然環境と消費者の健康を考え、大切に育てられたお米です。

- ② エコキャップの回収を継続し資源保全を図る
- ③ グリーンカーテン運動の継続による環境保全
- ④ 野菜くずを活用した堆肥作り等を実施。

以上のほかにも、「エシカル消費」と認識していなくとも、浸透している（実行している）ことはあると考えられる。

11 三浦 清実 委員（東北経済産業局産業部 消費経済課長）

① グリーン購入法適合製品の調達等

- ・例えば、郵便用封筒の購入にあたっては、紙質等に関して、グリーン購入法適合の製品を調達している。
- ・委託契約において、受託者が納入物を文書で作成する場合は、グリーン購入法に基づき定められた基本方針による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととしている。

② 障害者支援に繋がる購入

通常、物品の購入（160 万円以下）・工事又は物品製造（250 万円以下）・役務の調達（100 万円以下）においては、オープンカウンター（公募型見積合わせ）方式にて調達を行っているが、障害者就労施設等からの物品等の調達を行う場合は、対象外としている。

令和5年度 エシカル消費普及啓発の取組及び 県民意識調査の結果について

1 エシカル消費の普及啓発の取組

(1) リーフレット作成及び配布

エシカル消費の「みやぎの身近なエシカル消費」普及啓発リーフレットを作成し、小売店等を通じて一般消費者向けに配布した。

(2) 企業等向けエシカル消費普及セミナーの開催

エシカル消費を官民共同で普及啓発を行い、県内の機運醸成を図るため、企業等向けエシカル消費普及セミナーを令和5年11月24日にエルパーク仙台で開催し、51名の参加があった。

(3) その他

県職員向けに、SDGsの研修会において、エシカル消費への取組及びSDGsゴール17の取組について講話を行い、県庁内でのエシカル消費への取組の理解促進を図った。

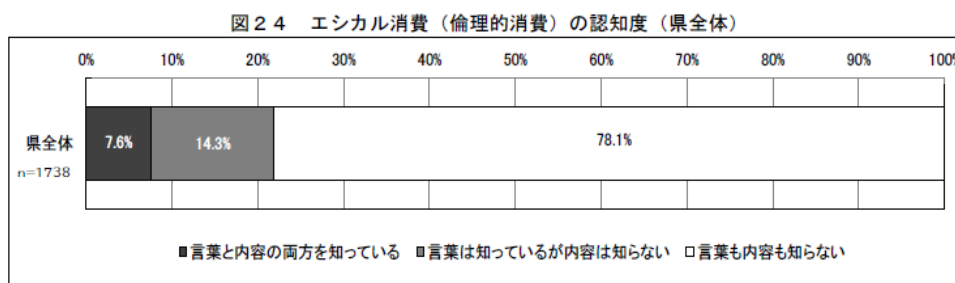
宮城県生活協同組合連合会役員会において、県のエシカル消費の取組について講話を行い、宮城県生活協同組合連合会との普及啓発の連携を図った。

また、エシカル消費について、県民意識調査を実施した、

2 県民意識調査の結果について

(1) エシカル消費の認知度について

令和5年度県民意識調査(※)を実施した結果、県全体で、「エシカル消費(倫理的消費)の認知度」について、「言葉と内容の両方を知っている(7.6%)」又は「言葉は知っているが内容は知らない(14.3%)」と回答している割合の合計は、21.9%となっている。一方で、「言葉も内容も知らない」と回答している割合は、78.1%となっている。(図24)



※県内居住18歳以上の4,000人を無作為抽出

(2) エシカル消費への興味関心について

県全体で、「エシカル消費への興味」について、「非常に興味がある (9.4%)」又は「ある程度興味がある (52.7%)」と回答している割合の合計は、62.1%となっている。(図 2 5)

「エシカル消費に取り組みたい又はもっと取り組みたいと思う条件」について、回答が最も多かったのは「4 店舗等で分かりやすい表示 (ポップ) があれば (45.8%)」で、次いで「1 同種の商品・サービスと価格が同程度であれば (44.8%)」、「6 環境・社会問題の解決に繋がることが分かれば (32.4%)」の順となっている。(図 2 7)

図 2 5 エシカル消費への興味 (県全体)

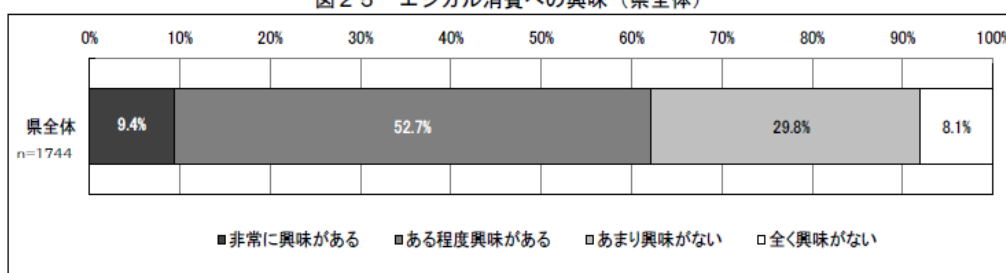
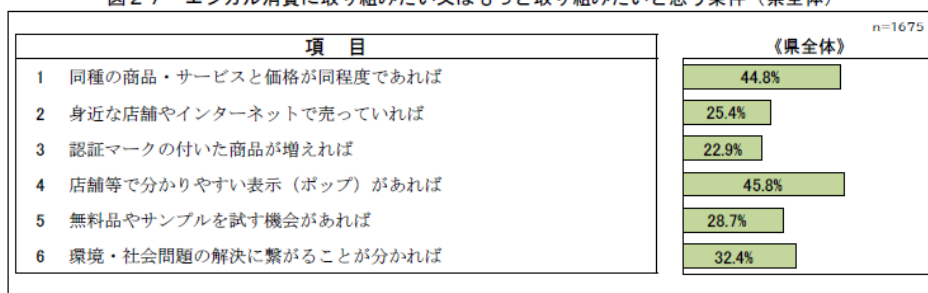


図 2 7 エシカル消費に取り組みたい又はもっと取り組みたいと思う条件 (県全体)



※「割合 (%)」は複数回答であり、回答者数に占める各テーマの回答数の割合です。

(3) エシカル消費につながる商品・サービスの今後の購入意欲

県全体で、「エシカル消費につながる商品・サービスの今後の購入意欲」について、「非常に購入したいと思う (6.9%)」又は「ある程度購入したいと思う (65.0%)」と回答している割合の合計は、71.9%となっている。(図 2 8)

図 2 8 エシカル消費につながる商品・サービスの今後の購入意欲 (県全体)

